



神奈川県

平成28年度 国の施策・制度・予算に関する提案

平成27年6月
神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日ごろから格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

国の金融・財政政策の効果などにより、景気は緩やかな回復基調が続いているところでありますが、力強い経済成長につなげていくためには、一層の施策が求められています。

本県では、超高齢社会を乗り越え、神奈川の魅力をさらに高めていくため、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向け、より力強く政策を推進してまいります。本年度は、ヘルスケア・ニューフロンティアの実現の加速化などにより、神奈川から経済のエンジンを回すための施策に取り組んでおります。

併せて、こうした施策展開を可能とする財政基盤の確立に向けて、徹底的な行政改革などを実施してきましたが、依然として、義務的経費が8割を超える硬直化した財政構造は改善しておらず、山積する政策課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠です。

また、箱根の大涌谷周辺の火山活動に対する取組強化をはじめとする災害対策の推進、分散型エネルギーシステムの構築や医療・介護制度の充実・強化など、本県の政策を一層推進するためには、国による施策・制度の改革が必要なものが少なくありません。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、平成28年度の予算編成及び施策の展開にあたり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成27年6月

神奈川県知事 玄葉光一

目 次

I 地方分権	
1 地方分権改革の着実な推進	1
2 地方税財政制度（財政関係）の改革	3
3 地方税財政制度（税制関係）の改革	5
II エネルギー・環境	
4 分散型エネルギー・システムの構築	7
5 地球温暖化対策の推進	9
6 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進	11
III 安全・安心	
7 大規模災害対策の推進	13
8 基地対策の推進	15
IV 産業・労働	
9 成長戦略の実現に向けた特区制度等の充実	17
10 経済・雇用対策の推進	19
11 都市農業の推進	21
V 健康・福祉	
12 医療・介護における提供体制の推進	23
13 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着	25
14 「健康寿命日本一」の推進	27
15 障害福祉制度等の見直し	29
16 高齢福祉制度の見直し	31
17 持続可能な国民健康保険制度の構築	33
VI 教育・子育て	
18 子ども・子育て応援社会の推進	35
VII 県民生活	
19 拉致問題の早期解決	37
VIII 県土・まちづくり	
20 広域交通ネットワークの整備促進	39
参 考 提案事項 府省別一覧	41

I 地方分權

1 地方分権改革の着実な推進

提出先 各府省

【提案項目】

- 1 事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進
- 2 地方自治制度の抜本的な改革

【提案内容】

項目1 これまでの地方分権一括法等により、国から地方への事務・権限の移譲や、国による義務付け・枠付けの見直し等の規制緩和が実現したが、次の取組を通じて、更なる地方分権改革を進めること。

(1) 提案募集方式については、地方の発意に根ざした地方分権改革を進めるという制度趣旨を踏まえ、提案を実現する方向で積極的に取り組むこと。

(2) 提案募集方式による平成26年度の提案のうち、「引き続き検討を進めること」とされたものについては、実現する方向で検討を進めること。

また、「実現できなかったもの」とされた提案について、情勢の変化を踏まえ再度の提案があった場合には、積極的な対応を図ること。

(3) 地方からの提案に基づく取組とともに、国自らも、国の出先機関の見直しを含めた役割分担の適正化を図るなど、主体的に地方分権改革に取り組むこと。

項目2 地方自治体の裁量を広範に保障するため、地方自治体の組織・運営の細部に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制している現行の地方自治法を抜本改正すること。

【提案理由】

国においては、5次にわたる地方分権一括法を制定し、地方分権改革を進めているところであるが、今後想定される人口減少等による社会構造の激しい変化に的確に対応するには、地方がより主体的に行政サービスを展開できるようにする必要があることから、更なる地方分権改革に取り組む必要がある。

また、地方自治体の組織・運営の細部に至るまで規定している現行の地方自治法は抜本的に改正すべきである。

【最近の動向と各項目の提案理由】

＜事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進＞

最近の動向：提案募集方式に基づき、地方から866件の提案が行われた結果、495件について権限移譲等の対応を図ることとされ、第5次地方分権一括法等により、措置されることとなった。

提案理由：(1) 地方分権改革を一層推進し、地方がより自主的・自立的に行政サービスを提供できるようするため、引き続き提案募集方式に基づき、事務・権限の移譲及び規制緩和を推進する必要がある。

(2) 地方からの提案に対して、「引き続き検討を進めること」とされたものについては、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果に基づいて必要な措置を講ずるとされているので、実現する方向で検討を進める必要がある。

また、「実現できなかったもの」とされた提案についても、情勢の変化を踏まえ、より具体的な現行制度の支障事例や制度改正による効果を示して、地方から再提案があった場合には、積極的に検討対象とする必要がある。

(3) 国は、提案募集方式による地方からの提案を検討するとともに、自らも、国の出先機関の見直しを含めた国と地方の役割分担の適正化や、これまでの義務付け・枠付けの見直しの中で設定された「従うべき基準」の撤廃も含めた規制緩和を更に進めるなど、主体的に地方分権改革を推進する必要がある。

＜地方自治制度の抜本的な改革＞

最近の動向：平成21年度に、国において地方自治体の組織・運営の自由度を高めるため、地方自治法の抜本的な見直しに向けた検討が開始され、平成22年度には、「地方自治法抜本改正についての考え方」が示された。また、平成26年度には総合区の設置や中核市制度と特例市制度の統合などの整備が行われたが、地方自治体の組織・運営を全国一律に統制している規定について抜本改正は行われなかった。

提案理由：現行の地方自治法は、地方自治体の組織・運営を全国一律に統制しており、また、条項数が膨大で県民にとって分かりにくいものとなっている。地方自治法を、地方自治の大枠を分かりやすく規定する「地方自治基本法」とし、現行の地方自治法で規定されている実務的・手続的な内容は個別法又は自治体が地域の実情に応じて条例で定めることができるように見直すことが必要である。

2 地方税財政制度（財政関係）の改革

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

- 1 臨時財政対策債の廃止と地方交付税総額の確保
- 2 国庫補助金及び交付金の廃止と基金事業の改善
- 3 国と地方の財政負担の適正化

【提案内容】

項目1 臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっていることから速やかに廃止し、本来の姿である地方交付税に復元すること。

なお、それまでの間の取扱いとして、財政力の高い団体に対し、過度に配分される不公平な算定方法の更なる見直しを行うこと。

また、地方の固有財源である地方交付税は、平成27年度の地方財政対策において法定率が見直されたものの、現状では、地方の仕事量に見合った額が確保されていないことから、更なる法定率の引上げにより、総額を確保すること。

項目2 地方自治体の裁量権を拡大するため、国庫補助金及び交付金を廃止し、全額税源移譲すること。

なお、それまでの間、国の交付金を原資として創設した基金については、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組みが可能となるよう要件の見直しや運用改善を行うこと。

項目3 国と地方の役割分担を明確化し、財政負担の適正化を図る観点から、国直轄事業負担金は速やかに全廃すること。

また、地方超過負担はいまだに解消されておらず、地方財政を圧迫しているため、速やかに解消すること。

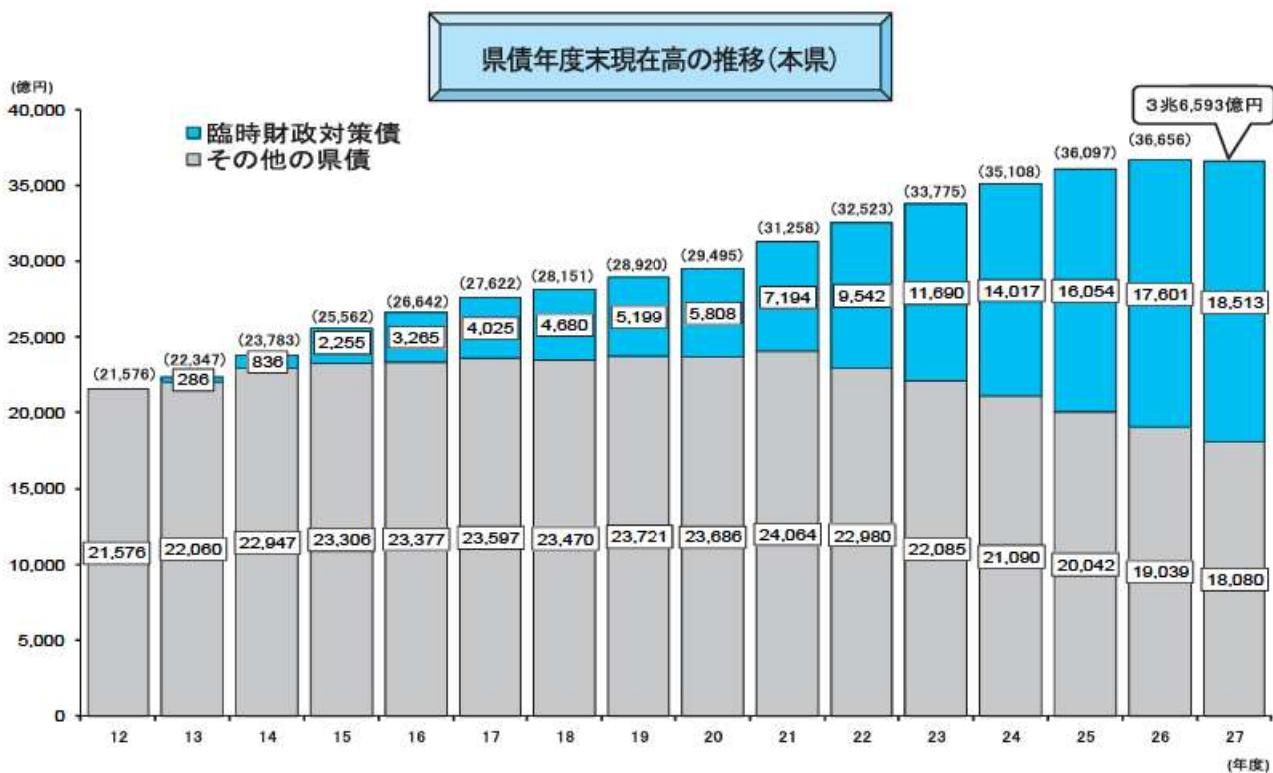
なお、地方に影響を与える制度変更等に当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方と十分な協議を行い、地方の同意を得て実施すること。

【提案理由】

地方が自主的・自立的かつ安定的に財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の役割分担を明確にし、財政負担の適正化を図る必要がある。そのため、地方財源の充実強化を図る観点から、地方交付税、臨時財政対策債や国庫補助金等を確実に見直すことが必要である。



臨時財政対策債は、財政力の高い団体に過度に配分されており、平成27年度当初予算では、本来地方交付税で措置される額の75%が臨時財政対策債となっている。



本県では、臨時財政対策債を除く県債現在高は、長年の発行抑制の取組から減少に転じているが、臨時財政対策債は大量発行を余儀なくされ、残高が年々増加しており、平成27年度末（骨格予算ベース）には初めて県債全体の残高の半分を超える見込みである。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

3 地方税財政制度（税制関係）の改革

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

- 1 地方の仕事量に見合う税源確保のための税源移譲等の実現
- 2 地方法人税及び地方法人特別税の地方税への復元
- 3 法人実効税率引下げに当たっての代替財源の確保
- 4 自動車諸税の見直し
- 5 課税自主権の拡大

【提案内容】

項目1 地方と国の仕事量は6：4であるにも関わらず、税源配分は4：6とギャップがある。地方自治体が自らの財源で、地域の実情に即した施策・事業を自ら判断・決定するという真の地方分権を実現するため、このギャップを解消し、地方の仕事量に見合った税源を確保すること。そのため、地方消費税の税率引上げや、所得税から住民税への一層の税源移譲により、収支の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ること。

項目2 地域間の収支格差の是正は、本来、国の責任において地方税財源を拡充する中で行うべきである。地方法人税及び地方法人特別税は、地方税の一部を国税化してこれを行っており、地方分権に反し極めて不適切であることから、速やかに地方税に復元すること。

項目3 法人実効税率の更なる引下げに当たっては、地方の財政運営にマイナスの影響が生じないよう、外形標準課税の拡大等により代替財源を確保すること。

項目4(1) 自動車取得税の廃止に当たっては、市町村をはじめとする地方への具体的な代替財源を税制度により確保すること。
(2) 自動車税については、グリーン化を一層推進すること。また、徴収コスト削減の観点から、車検時徴収の導入を検討すること。

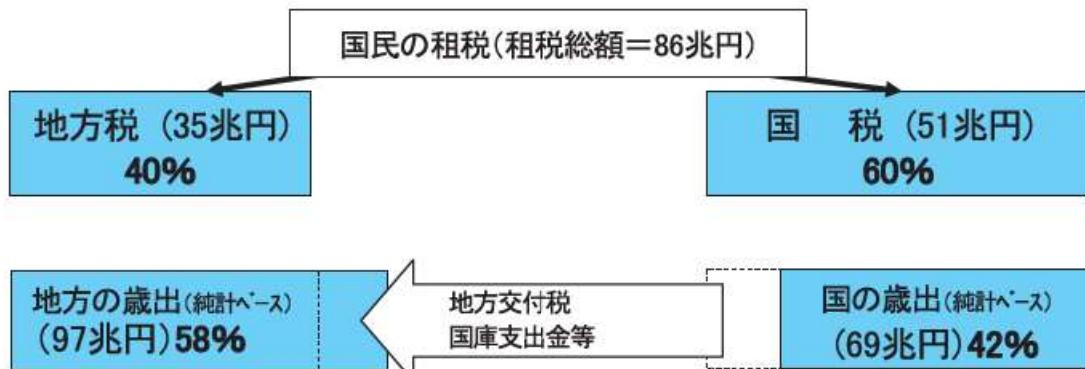
項目5 地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的な見直しの検討を進めること。

【提案理由】

現状では、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。地方自治体が担う事務・事業を自動的・自立的に執行できるよう、収支の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ることが必要である。

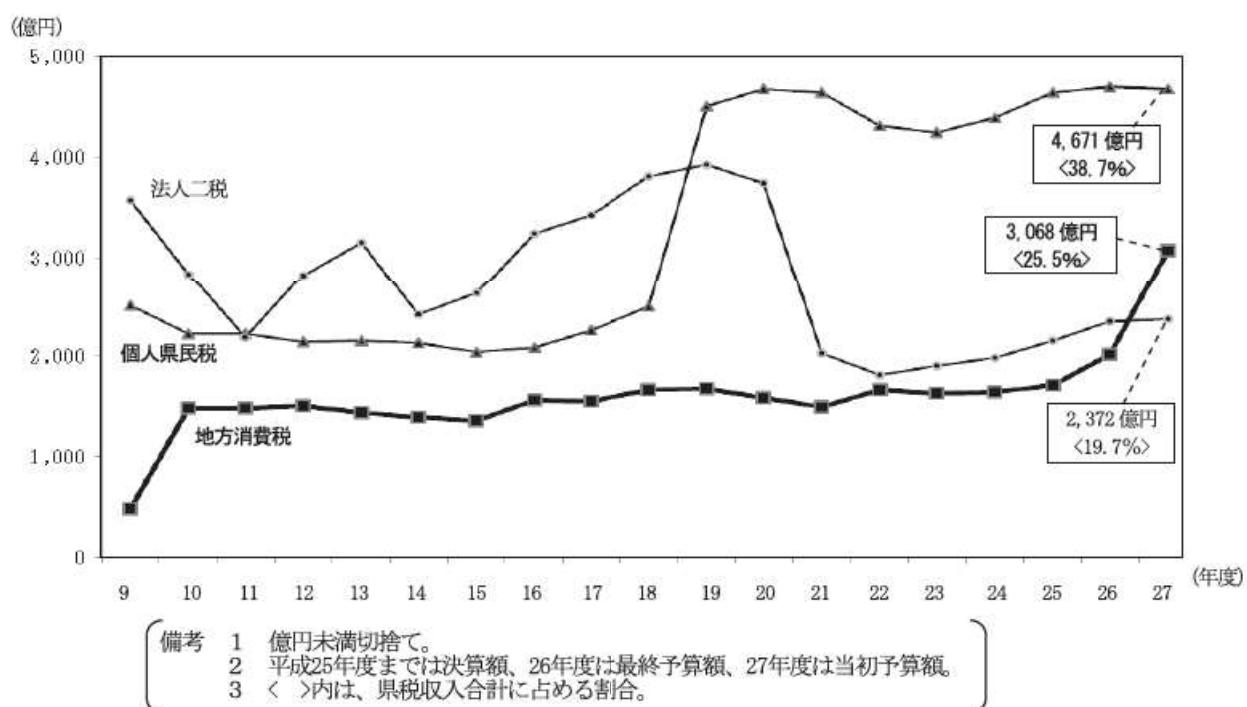
地方の課税自主権は、自治権の一環として憲法で直接保障されるものであり、平成25年3月の臨時特例企業税訴訟最高裁判決において、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」との補足意見が付されたことも踏まえ、その拡大を図ることが必要である。

地方と国の税源配分（平成25年度決算）



地方と国の歳出規模（地方6：国4）と税収（地方4：国6）にはギャップがあり、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。

主要税目の税収の推移（本県）



人口1人当たりの税収額の指標

税目	最大値	最小値	倍率
地方消費税（清算後）	144.0（東京都）	73.4（沖縄県）	2.0倍
個人住民税	160.0（東京都）	59.8（沖縄県）	2.7倍
法人二税	260.2（東京都）	41.3（奈良県）	6.3倍
固定資産税	158.4（東京都）	67.8（長崎県）	2.3倍
地方税合計	167.7（東京都）	64.9（沖縄県）	2.6倍

備考

- 1 平成25年度決算。
- 2 人口は住民基本台帳（H26.1.1）による。
- 3 最大値及び最小値は、全国平均を100とした場合の指標。

II エネルギー・環境

4 分散型エネルギー・システムの構築

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

【提案項目】

- 1 地域的な偏在が少ない太陽光発電の一層の普及拡大
- 2 「水素社会」の実現に向けた燃料電池自動車の普及促進
- 3 エネルギーの地産地消に向けた基盤整備等の促進

【提案内容】

- 項目1** (1) 地域的な偏在が少ない太陽光発電の一層の普及拡大に向け、固定価格買取制度に頼らない自立的な普及を早期に実現するため、発電設備と出力を安定化させる蓄電池について、性能向上及び価格低下を図る技術開発を重点的に促進すること。また、発電した電気の住宅等での自家消費を促進する支援策を講じること。
- (2) 多様な用途が期待される有機系薄膜太陽電池の普及に向け、固定価格買取制度における設備認定基準を早期に定めること。また、設備認定を受けずに、自家消費等を目的に導入する場合は、まだ設置費用が高いことから、補助金の補助率を引き上げること。
- (3) 固定価格買取制度における太陽光発電の買取価格の算定に際しては、引き続き10 kW以上の発電設備の設置費用を調査し、設備の規模により格差が拡がる場合は、別区分化を検討すること。
- (4) 「屋根貸し」太陽光発電事業の継続性を確保するため、企業の倒産等により太陽光発電設備を設置した建物が処分される場合に、屋根の賃借権を第三者に対抗できるように法整備等を行うこと。
- 項目2** 「水素社会」の実現に向け、燃料電池自動車（F C V）の普及を促進するため、バスやタクシー等の公共交通機関に集中的に導入するモデル事業や、それらを災害時に非常用電源として活用するモデル事業等に対する新たな支援策を講じること。
- 項目3** (1) エネルギーの地産地消に向けた基盤整備を促進するため、熱導管や自営線等の整備に対する支援を拡充すること。
- (2) 新電力が送配電網を利用する際に負担している託送料金は、需要地に近い電源から電気を調達して託送する場合に、料金の低減化を図ること。

【提案理由】

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーについて、固定価格買取制度の賦課金の増大や電力系統の不安定化などを理由に、導入を抑制するべきといった意見が見受けられる。

エネルギー政策の基本的視点（3E+S）を踏まえれば、再生可能エネルギーの導入拡大は必須であり、固定価格買取制度や広域的電力系統に頼らない政策へのシフトが重要である。

○経済産業省が掲げている太陽光発電・リチウムイオン蓄電池のコスト低減目標

	現在	2017年	2020年	2030年
太陽光発電	23円／kWh ※1	—	14円／kWh	7円／kWh
リチウムイオン蓄電池	28万円／kWh ※2	1／3程度	2万円／kWh	—

※1 NEDOによる参考値(平成25年度) (出典：太陽光発電開発戦略 (NEDO PV Challenges))

※2 神奈川県平成26年度住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金における平均価格

○経済産業省が再生可能エネルギーの自家消費を促進するために設けている補助制度

独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金 (平成26年度補正予算)

- ・発電設備：固定価格買取制度の設備認定を受けない発電設備等
- ・補助率：地方自治体等による導入 (1／2)、民間事業者による導入 (1／3)

○太陽光発電／規模別のシステム費用 (第16回調達価格等算定委員会資料(抜粋))

	平成25年10-12月期	平成26年10-12月期
10-50kW未満	36.5万円／kW	32.2万円／kW
50-500kW未満	32.3万円／kW	31.9万円／kW
500-1,000kW未満	30.0万円／kW	28.4万円／kW
1,000kW以上	27.5万円／kW	29.0万円／kW

○託送料金／平均単価 (第10回制度設計ワーキンググループ資料(抜粋))

需要地の電圧に応じて設定されており、託送契約上の設備利用形態は一切考慮されていない。

	需要(特別高圧)	需要(高圧)	需要(低圧)
電源(特別高圧連系)	1.95円／kWh	3.81円／kWh	8.88円／kWh
電源(高圧連系)	1.95円／kWh	3.81円／kWh	8.88円／kWh
電源(低圧連系)	1.95円／kWh	3.81円／kWh	8.88円／kWh

【本県での取組状況等】

○薄膜太陽電池普及拡大プロジェクト

多様な用途を開発中 (平成26年度は薄膜シリコン太陽電池等)。発電した電気は自家消費が主体。



[相模鉄道(株)弥生台駅]



[横浜市立大学附属病院]



[かながわ県民センター]

(神奈川県担当課：産業労働局地域エネルギー課、スマートエネルギー課)

5 地球温暖化対策の推進

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、環境省

【提案項目】

1 地球温暖化対策計画の早期策定等

【提案内容】

項目1 新たな温室効果ガス削減目標を盛り込んだ、地球温暖化対策計画を早期に策定し、国・地方の役割を明確にした具体的なロードマップを示すこと。また、その役割を踏まえて策定する「地方公共団体実行計画」の実施に当たって必要な財源措置を講じること。

【提案理由】

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県は、国の地球温暖化対策計画に即して、「地方公共団体実行計画」を策定するものとされているが、国では、地球温暖化対策計画の策定時期を明らかにしていない。国と地方が連携を図りながら地球温暖化対策を効果的に推進するためには、国において、新たな温室効果ガス削減目標を踏まえた地球温暖化対策計画を早期に策定し、国・地方の役割分担を明確にした具体的なロードマップを示すことが不可欠である。

さらに、地方自治体が策定した計画に基づいて実施する温暖化対策を実効性あるものにするためには、温暖化対策のための適切な財源が地方に配分されることが不可欠である。

【本県での取組状況等】

○ 地球温暖化対策計画の内容と現状

本県では、平成21年7月に地球温暖化対策推進条例を制定し、同条例第7条に基づき、22年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定した。この計画に基づき、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、本県の削減目標として「2020年（平成32年）の温室効果ガスを1990年（平成2年）比で25%削減することを目指す」とこととしている。（国の目標値が変更された場合は、それを基に本県の目標値も見直すこととしている。）

本県の2012年度（平成24年度）の県内の温室効果ガス総排出量は、7,656万トン（二酸化炭素換算）で、京都議定書の基準年である1990年（平成2年度）と比べると、4.6%増加している。

○ 本県における温暖化対策の取組状況

ア 大規模排出事業者の温暖化対策の支援

- ・温暖化対策計画書制度の運用（平成22年度～）

一定規模以上の事業活動・建築物・開発事業について、温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した温暖化対策計画書の提出を求め、温室効果ガス削減対策を促進している。

イ 中小規模事業者の省エネ対策への支援

- ・無料省エネ診断の実施（平成22年度～）

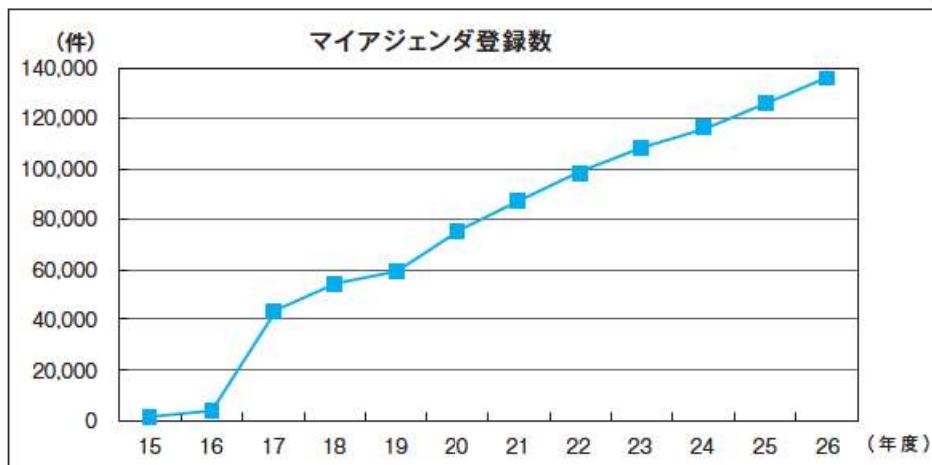
省エネの知識・経験が豊富なエネルギー管理士が事業所を訪問し、電気やガスなどの使用状況や設備の運転管理状況を診断して、省エネに向けた技術的助言を実施している。

ウ 家庭部門の温暖化対策（普及啓発等）

- ・マイアジェンダ制度の普及拡大

県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、県民のライフスタイルの転換を促すため、県民等にマイアジェンダ制度（※）の普及を図っている。

※マイアジェンダ制度：県民、企業等が環境配慮に向けて自主的に取組む内容を選択し、登録することにより実践行動に結びつけるもので、平成26年度末時点ですでに約13万5千件が登録している。



(神奈川県担当課：環境農政局環境計画課)

6 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

- 1 ガソリンベーパー対策の推進
- 2 旧式ディーゼル車の使用禁止など対策強化
- 3 常時監視の精度向上と国民への注意喚起の的確な実施
- 4 粒子状物質の環境基準の一本化

【提案内容】

- 項目1** ガソリンベーパーはPM2.5の発生原因の一つであることから、排出抑制対策として、米国の規制に対応し輸出車では装着されている回収装置を、国内車でも装着するよう早期義務付けを行うこと。
- 項目2** PM2.5の低減対策を推進するため、旧式ディーゼル車の使用を禁止するとともに、新車への転換に係る支援措置を講じること。
- 項目3** PM2.5の濃度が高くなる場合に備えた注意喚起など情報発信を的確に行うため、常時監視測定機の1時間値の精度を向上させるとともに、高齢者等感受性の高い者へのきめ細かな対応を「注意喚起のための暫定的な指針」に定めること。
また、PM2.5の発生原因は多岐にわたり広域的に高い濃度となることから、国が精度の高い予報を実施し、注意喚起を行うこと。
- 項目4** 粒子状物質には、浮遊粒子状物質（SPM）とPM2.5の2つの環境基準が定められているが、より重点的・効率的に進められるようPM2.5に一本化すること。

【提案理由】

PM2.5の平成25年度の本県の環境基準の達成率は2.9%と低く、その低減対策は喫緊の課題となっている。その原因物質のひとつであるガソリンベーパー排出抑制対策については、平成14年の中央環境審議会の答申後、具体的な動きはなかったが、平成27年3月の同審議会微小粒子状物質等専門委員会で中間取りまとめが示されたところであり、早急に対策を具体化する必要がある。既に米国輸出車に装着され、ガソリンベーパーを給油時、走行時、駐車時のあらゆる場面で回収できる装置を装着した車（ORVR車）の普及が効果的であることから、国内でもORVR車を義務付けるべきである。

また、PM2.5は広域に移流するものであるため、その対策として粒子状物質の排出量が極めて多い旧式ディーゼル車（平成8年以前に初度登録）の使用を禁止することも急務である。

PM2.5濃度を的確に情報発信するため、国は精度に課題があるとされている測定機の1時間値について、測定機の改良やメーカーへの技術支援を行い、測定精度の向上を図る必要がある。

また、高齢者等感受性の高い者への丁寧な対応をするため、「注意喚起のための暫定的な指針」における指針値を高齢者など対象に応じて細分化するなど充実を図る必要がある。

PM2.5はSPMに含まれ、PM2.5対策はSPM対策となることから、粒子状物質の環境基準を、達成率が低いPM2.5に一本化し、常時監視体制の合理化を図る必要がある。

【本県での取組状況等】

大気汚染防止法の政令で定める市とともに常時監視測定局の整備を進め、ホームページで測定結果を公開し、国の指針に基づき高濃度予報を行っている。

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、平成15年10月から、粒子状物質の排出基準を満たさない旧式ディーゼル車の県内運行を禁止している。

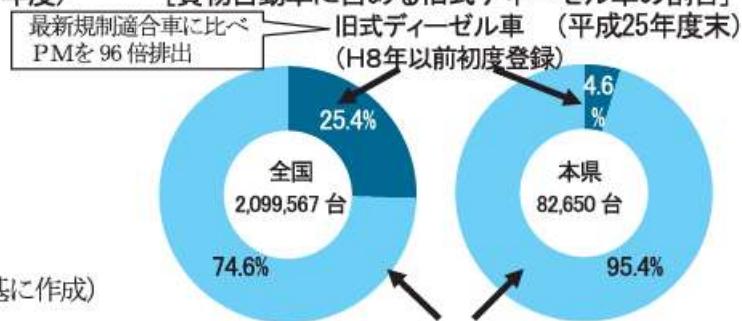
また、同条例に基づき、容量30kL以上の貯蔵施設を伴う給油施設について通気管にベーパーリターン設備を設けることを義務付けている。（昭和53年9月から義務化）

平成26年秋の九都県市首脳会議等で本県から、自動車からのガソリンベーパー排出抑制対策として、ORVR車の早期義務付けを提案し合意され、国に対し要請を行った。

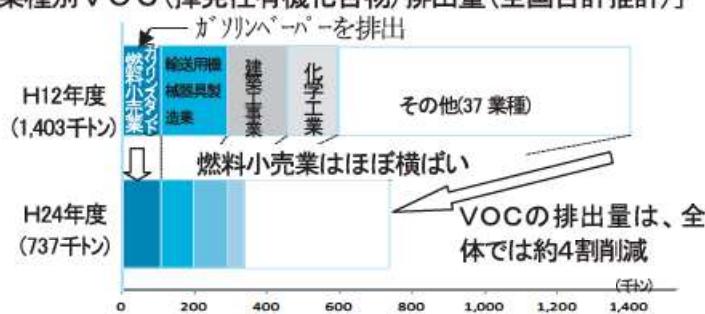
[PM2.5の環境基準達成率] (平成25年度) [貨物自動車に占める旧式ディーゼル車の割合]

区分	測定局数	達成局数	達成率(%)
一般環境測定局	20 (492)	0 (79)	0.0 (16.1)
自動車排出ガス測定局	14 (181)	1 (24)	7.1 (13.3)
合計	34 (673)	1 (103)	2.9 (15.3)

※()内は全国の状況（環境省資料を基に作成）



[業種別VOC(揮発性有機化合物)排出量(全国合計推計)]



※環境省資料を基に作成

[国内外のガソリンベーパー規制状況]

区分	日本	米国	欧州
荷卸時	△ (一部)	△ (一部)	○ (一部)
給油時 (SS側)	×	△⇒×	×⇒○ (規制)
給油時等 (車側)	×	○ (規制)	×

(神奈川県担当課：環境農政局大気水質課)

III 安全・安心

7 大規模災害対策の推進

提出先 内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、中小企業庁、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、原子力規制庁

【提案項目】

- 1 箱根地域への特別な枠組みでの支援
- 2 大規模地震対策の着実な推進と情報提供
- 3 地震観測体制及び地震予知研究体制の確立
- 4 石油コンビナート地域の防災対策の強化
- 5 原子力災害に関する対策の整備

【提案内容】

- 項目1** 箱根地域について、県民、観光客の安全・安心の確保のため、特別な枠組みで次の支援を行うこと。
- (1) 災害対策について、監視カメラやひずみ計などの観測体制の充実強化や、広域的な観測データの提供などの技術的支援を行うこと。
 - (2) 大涌谷周辺における火山活動に関して、今後、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害等を受け、又は受けるおそれがあるとして、本県から国に要請した場合には、指定基準を弾力化した趣旨に鑑み、「セーフティネット保証4号」を早期に発動すること。
 - (3) 箱根地域における雇用の維持、確保を図るため、今後、火山活動の長期化に伴う風評被害等により、離職者が発生する場合には、雇用保険失業給付の給付期間延長、受給資格決定要件緩和の措置等を講じること。
また、離職者の再就職のための就職面接会の開催等の具体的な支援施策を講じること。
さらに、箱根地域において離職を余儀なくされる方の次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出し再就職を支援するため、緊急雇用創出基金事業の活用が可能となるよう措置を講じること。
- 項目2** 首都直下地震や南海トラフの巨大地震について、首都直下地震緊急対策推進基本計画などに位置付けられた対策の着実な推進と情報提供を行うこと。
- 項目3** 地震観測体制及び地震予知研究体制の確立を図ること。特に、南関東地域については、東海地震と同様に充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。
- 項目4** 石油コンビナート地域において、事業者による地震・津波対策や産業保安等の取組が着実に進むよう、防災対策の充実強化を図ること。
- 項目5** 原子力発電所以外の原子力事業所に係る対策の充実強化を早期に進めること。

【提案理由】

箱根の大涌谷周辺では、平成27年4月以降、火山性地震の増加が見られ、同年5月には、初めて噴火警戒レベルが2に引き上げられた。箱根は、日本でも有数の観光地であることから、住民のみならず、年間約2,000万人に及ぶ観光客の安全・安心を確保するため、正確な火山活動のモニタリングが必要である。そこで本県では、温泉地学研究所による観測体制の強化に努めているところではあるが、国においても、監視カメラやひずみ計、磁力計などの観測機器の更なる設置など、観測体制の充実強化が必要である。さらに、国が持つ地震や地殻変動などの広域的な観測データの提供や、衛星搭載SAR（合成開口レーダー）などを用いた新しい解析手法の指導など、技術的支援の更なる充実強化が必要である。

今後、多数の中企業・小規模企業者が直接又は間接的に被害等を受け、又は受けるおそれがあるとして、本県から国に要請した場合には、国は、指定基準を弾力化した趣旨に鑑み、「七フティネット保証4号」を早期に発動する必要がある。

また、今後、火山活動が長期化した場合、失業者が増大することも想定されることから、雇用の維持、確保を図るため、雇用保険失業給付の特例措置や就職面接会などの開催による離職者対策の充実が求められている。特に、緊急雇用創出基金事業について、平成27年度は新規に事業を開始できないことになっているが、例外的な取扱いとして、箱根地域において短期の雇用・就業機会を創出し、再就職を支援する措置を講ずる必要がある。

死者数の概ね半減などの減災目標や、目標達成のための具体的な施策が盛り込まれた首都直下地震緊急対策推進基本計画が平成27年3月に閣議決定されたことから、今後は計画の着実な推進が必要である。また、本県では、平成26年度末に地震被害想定調査を取りまとめ、その結果を踏まえ地震防災戦略の見直しを進めている。国の対策や手法を踏まえて進める必要があることから、施策の内容に関する国からの十分な情報提供が必要である。

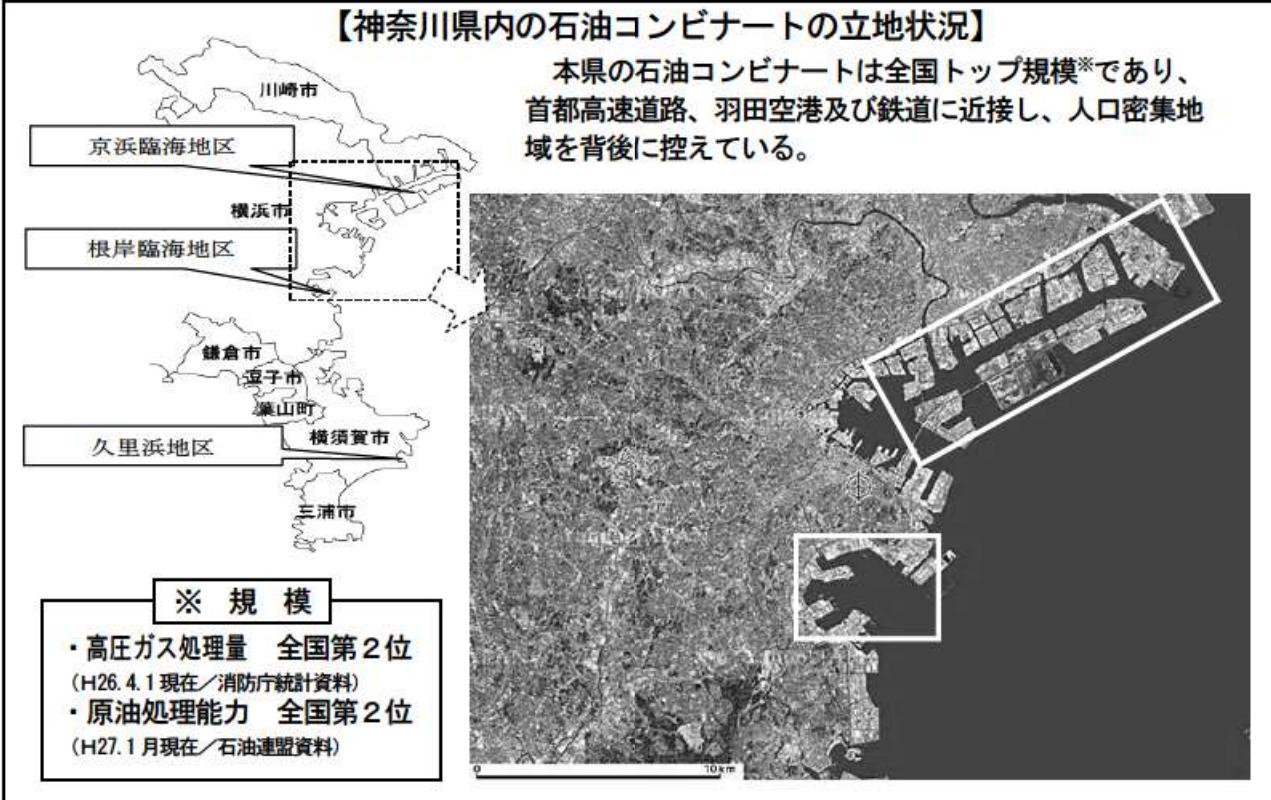
地震の事前予知に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域においても東海地震同様に観測網及び予知研究体制を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

石油コンビナートは我が国の産業や経済を支える極めて重要な基盤であり、災害や事故により大きなダメージを受ければ、周辺の住民や事業者にとどまらず、国内のエネルギー供給や国際競争力にも甚大な影響が及び、我が国経済を揺るがす事態になることから、事業者の防災対策が着実に進むよう、国として対策を講じる必要がある。

原子力発電所以外の原子力事業所に係る「原子力災害対策重点区域」の範囲、オフサイトセンターのあり方、放射性廃棄物の処理の仕組みについて、早急に取りまとめる必要がある。

【神奈川県内の石油コンビナートの立地状況】

本県の石油コンビナートは全国トップ規模*であり、首都高速道路、羽田空港及び鉄道に近接し、人口密集地域を背後に控えている。



(神奈川県担当課：安全防災局災害対策課、危機管理対策課、工業保安課、産業労働局金融課、雇用対策課)

8 基地対策の推進

提出先 内閣府、外務省、防衛省

【提案項目】

- 1 基地の整理・縮小・返還の早期実現
- 2 厚木基地空母艦載機の移駐等の確実な実現
- 3 基地周辺対策の充実強化
- 4 日米地位協定の見直しと環境補足協定の早期締結
- 5 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実

【提案内容】

項目1 県民の平穏な生活を守り、良好な都市を整備するため、米軍基地の整理・縮小・返還を早期に実現すること。

項目2 在日米軍再編に係る日米合意を踏まえ、空母艦載機の1日も早い移駐及び恒常的訓練施設の確保を確実に実現すること。また、それまでの間、移駐の具体的なスケジュールや進捗状況等について、関係自治体に情報提供等を行うとともに、空母艦載機の着陸訓練を硫黄島で完全実施するなど騒音問題の解決に積極的に取り組むこと。

項目3 基地の返還や共同使用に係る地元の意向を尊重し、十分な財政上の措置、返還財産の処分条件に係る優遇措置等を講じること。また、基地負担に係る国民理解を醸成し、支援策を充実強化するとともに、基地と地元とのより適切な相互関係構築に向けた措置を講じること。

項目4 日米地位協定の見直しに向け早期に具体的な取組を行うこと。特に環境の管理に関する政府間協定の早期締結や、日米合同委員会の中に地元自治体の代表者が参加する仕組みの構築をすること。

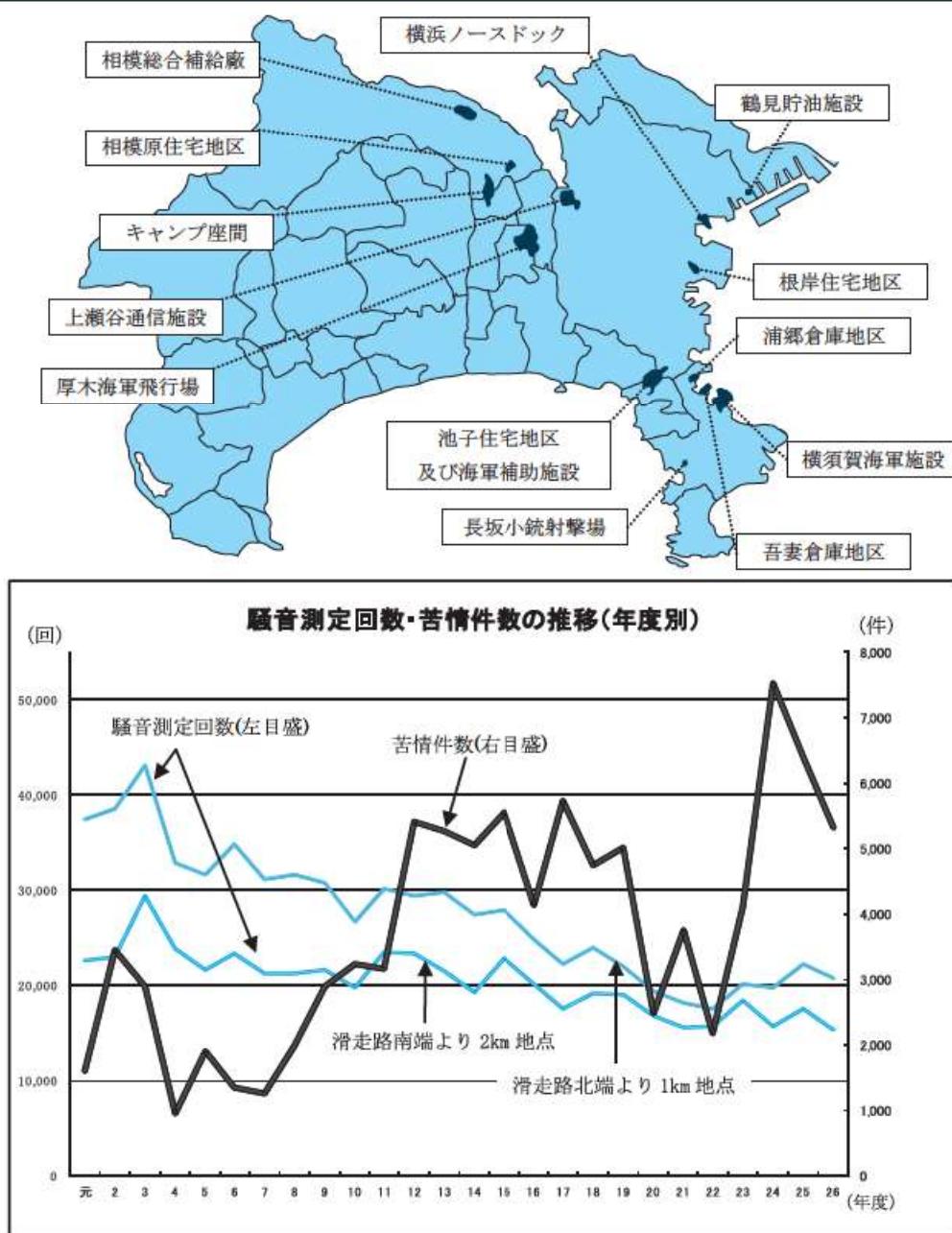
項目5 原子力艦の度重なる入港を踏まえ、国が責任を持って十分な安全対策を講じるとともに、事前対策の確立に必要な情報を関係自治体に提供すること。また、国の主導の下に、実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、原子力艦に係る適切な応急対応範囲の設定や、防災資機材の整備など、防災体制の整備を図ること。

【提案理由】

基地問題の解決は国が責任を持って対応することが不可欠である。

【本県基地の現状】

- 都市化が進む人口密集地に13の基地（全国で3番目）が所在
- 在日米陸軍司令部のあるキャンプ座間や在日米海軍司令部のある横須賀海軍施設など在日米軍の枢要な基地が所在
- キャンプ座間に米陸軍第一軍団前方司令部が設置
- 第七艦隊の主要艦船が横須賀海軍施設をいわゆる母港とし、原子力空母が配備
- 厚木海軍飛行場周辺で、空母艦載機による大きな騒音被害が発生



※苦情件数は、県及び厚木基地周辺12市に寄せられたもの。

※騒音測定回数は、70dB以上の騒音が5秒以上継続したときの回数。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課、安全防災局危機管理対策課)

IV 産業・労働

9 成長戦略の実現に向けた特区制度等の充実

提出先 内閣官房、内閣府

【提案項目】

- 1 健康・医療戦略等の関連施策との連携強化
- 2 国家戦略特区等におけるプロジェクト推進の加速化
- 3 総合特区推進調整費の柔軟な運用

【提案内容】

項目1 国の健康・医療戦略等の関連施策の推進にあたっては、地方自治体の先進的な取組などと連携を図るとともに、こうした取組に対する財政支援などをを行うこと。

項目2 国・地方・民間が一体となって取り組むべき国家戦略特区、及び総合特区のプロジェクトを推進するため、民間の取組を加速する規制の特例措置や財政上の支援措置等を講じること。

項目3 総合特区推進調整費について、関係府省予算における対応が困難な場合には、指定地域に直接交付する制度を創設すること。
また、事業者の利便性の向上を図るため、複数年利用を可能とすること。

【提案理由】

本県では、超高齢社会を乗り越えるため、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病を治す」という2つのアプローチを融合させ、県民の健康寿命の延伸や新たな市場、産業を創出する「ヘルスケア・ニューフロンティア」に取り組んでいる。本県ではこうした再生医療などの産業化や未病産業の創出、ヘルスケアICTの推進などによる「健康・未病産業や最先端医療関連産業」の創出に取り組んでいるが、これらの取組を加速させるため、国の「健康・医療戦略」に基づく創薬支援、医療ICT基盤整備、ヘルスケア産業創出などの施策と連携させた財政支援やプロジェクトの共同推進などの支援が必要である。

また、「国家戦略特区」等3つの特区を活用し、医療分野におけるイノベーションの創出を担う国際的な医療人材を育成する医学部等の新設、手術支援ロボットといった医療用ロボットの保険適用対象の範囲の拡大を図ることなど、より積極的な規制の特例措置や財政上の支援措置等を実現する必要がある。

さらに、総合特区において、関係府省の予算制度を機動的に補完し、効果的に財政上の支援措置を行うためには、総合特区推進調整費を指定された特区へ直接交付する制度の創設が必要である。加えて、平成27年1月に、調整費の使途基準が変更され、支援期間が上限3年から初年度のみと短縮されたが、継続的な事業を支援するためには、複数年でも活用できるような柔軟な対応が必要である。

【本県での取組状況等】

平成23年12月に、横浜市及び川崎市と共同で「京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区」、平成25年2月には、「さがみロボット産業特区」の指定を受けた。

指定後は、「総合特別区域計画」の認定を受け、規制の特例、税制・財政などの支援措置が行われるとともに、事業の熟度が高まった拠点などについて区域拡大の指定を受けた。

平成25年9月には、横浜市及び川崎市と共同で国家戦略特区の提案を行い、平成26年5月に、内閣総理大臣から神奈川県全域が東京圏の区域として指定を受け、同年12月には区域計画の認定を受けた。

また、平成26年10月以降に開催された「東京圏国家戦略特別区域会議」では、新たな規制改革項目の提案を行った。

さがみロボット産業特区



京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区

羽田空港



国家戦略特区(東京圏)

国家戦略特区(東京圏)

【目標】

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に入れ、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出

京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区

【目標】

個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出

さがみロボット産業特区

【目標】

生活支援ロボットの実用化を通じた地域の安全・安心の実現

(神奈川県担当課：ヘルスケア・ニューフロンティア推進局、産業労働局産業振興課)

10 経済・雇用対策の推進

提出先 内閣官房、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省

【提案項目】

- 1 総合的かつ一貫した中小企業支援の仕組みの構築
- 2 障害者雇用対策の充実強化
- 3 「ロボット新戦略」の早期実現

【提案内容】

項目1 小規模企業を含む中小企業を適切に支援するためには、地域経済の実情を把握する地方自治体が地域の支援機関と緊密に連携した上で、創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援することが必要である。

このため、中小企業・小規模企業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援事業）において、国と都道府県が協調して実効性のある仕組みを構築することや、中小企業再生支援事業についても、地方自治体が主体的に関与できる仕組みとすることにより、総合的かつ一貫した支援が可能となるよう改善を図ること。

項目2 中小企業における障害者雇用が進まない中、複数の中小企業が共同で障害者を雇用する会社を設立し、それぞれの中小企業の実雇用率に反映できる新たな制度の構築を図ること。

また、就職を希望する精神障害者が急増しているが、企業の中には、精神障害者への理解が十分でないことにより、受入れをためらう傾向があることから、精神障害者の職業適性を的確に評価する方法を開発するとともに、雇用管理のポイントをわかりやすくまとめたガイドラインを作成し、企業や就労支援機関等に提供するなど、精神障害者雇用に対するきめ細かな理解促進策を充実すること。

項目3 「ロボット革命実現会議」での議論を踏まえ、平成27年2月に策定した「ロボット新戦略」の早期実現を図ること。

特に、ロボットの早期実用化を促進するため、次世代に向けた技術開発やロボット実証実験フィールドの充実・強化を図るとともに、ロボットの社会への浸透・定着を促進するため、ロボット規制改革やロボットオリンピックの実現を図るなど、「ロボット新戦略」に掲げられた諸施策を早急に具体化し、実施すること。

その際、無人飛行型ロボット（ドローン）の規制等については、産業振興への過度な制約とならないよう配慮すること。

【提案理由】

県は中小企業支援センター等を通じて、創業、成長発展、経営革新など企業の成長段階に応じたきめ細かい支援を展開している。

一方で、国は、中小企業支援センター等に設置した拠点等を通じて、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援事業）」や「中小企業再生支援事業」を、全国一律に実施している。したがって、効果的にワンストップ・サービスを実施するためには、国と県が協調して窓口の一本化や職員の兼務などにより実効性のある仕組みを作ることが必要である。また、県の関与が極めて限定的な仕組みとなっている再生支援業務についても、権限移譲又は県の関与する範囲を拡大することで、地方自治体により創業から再生まで一貫して支援することが重要である。

障害者雇用については、本県では、企業経営者向けの啓発事業に取り組んでいるが、依然として民間企業における雇用率が低い伸びにとどまっており、その傾向は中小企業において顕著であることから、中小企業単独では障害者の仕事の確保等が厳しい現状を踏まえた新たな制度の構築が必要である。また、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることが予定されており、特に、精神障害者雇用については、職場になじむのが難しい、また、精神疾患の特性が判らず対応に苦慮したり先入観を持って不安になるなどの理由から、企業の中には受け入れをためらう傾向があるため、より実効性のある、効果的な取組を推進する必要がある。

本県がめざす「ロボットと共生する社会」の実現に向けては、「ロボット新戦略」の具現化が必須である。中でも、生活支援ロボットの実用化に向けてボトルネックとなっている実証実験や社会への浸透・定着の促進については、国においても、早急に取組を充実・強化することが求められる。

また、普及が進んでいる無人飛行型ロボット（ドローン）については、現在、利用に関する規制等の検討が進められているが、その内容が、ロボットの市場拡大を妨げるなど、産業振興への過度な制約とならないよう配慮する必要がある。

【本県での取組状況等】

中小企業支援については、小規模企業の事業の持続的発展や、地域における創業の促進を図るため、地域における支援体制を整備することが重要である。

そこで、県としては、地域における支援体制の中核となる商工会等に対し、中小企業診断士の資格を持つ県の職員や県中小企業支援センターが、経営指導員とともに支援業務を行うことで中小企業者の多岐にわたる経営課題の解決を支援するなど、県内の支援機関が一体となって地域の商工会等をサポートする体制を構築している。

障害者雇用対策については、障害者就労相談センターにおいて、職域拡大担当員による企業に対する働きかけを行っており、これにより、企業を戸別訪問し、障害者を受け入れるための業務の提案などを積極的に行っていている。

また、障害者の身近な地域において就業支援を行う障害者しごとサポーターを配置し、きめ細かな就業支援を行うとともに、就職後の障害者に対する職場定着支援を強化して離職防止を図っている。

さらに、普及啓発の推進を図るため、企業経営者等を対象とした障害者雇用促進フォーラムを開催するなど企業の障害者雇用に対する意識を高めるとともに、障害者の職業的自立に向けた機運の醸成を図っている。

平成25年2月に地域活性化総合特区の指定を受けた「さがみロボット産業特区」では、生活支援ロボットの実用化を通じた地域経済の活性化及び安全・安心の実現を目指し、実証実験の支援やロボット関連産業の集積などの取組みを進めている。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課、雇用対策課、産業振興課)

11 都市農業の推進

提出先 財務省、農林水産省

【提案項目】

- 1 都市農業と関連する税制度の見直し
- 2 都市部におけるスマート農業の取組強化
- 3 TPPなどの経済連携に伴う畜産業への経営安定対策の構築

【提案内容】

- 項目1** 都市農業の持続的発展を図るため、次の場合に相続税納税猶予制度の対象となるよう税制度の見直しを検討すること。
- (1) 温室や畜舎などの農業用施設用地を相続する場合
 - (2) 公益的な機能を発揮している市民農園の開設のために農地を供する場合
- 項目2** I C T の導入などスマート農業の推進については、都市部の中小規模農家においても容易に導入できる技術開発を行うとともに、普及を図るために支援策を構築すること。
- 項目3** TPPなどの経済連携に伴い、都市における畜産業の活力を低下させることができないよう、国の責任において具体的な経営安定対策を講じること。

【提案理由】

本県は、農業産出額の半数以上を野菜が占め、経営規模は小さいながらも、施設・露地で土地生産性の高い農業が営まれている。一方、土地価格が高くて税負担が重いなど都市特有の課題がある。税制度については、本県のような都市農業を持続的に発展させ、多面的機能を有する都市農地の有効利用を図っていくためには、温室・畜舎等の農業用施設用地を相続する場合や市民農園の開設のために農地を供する場合には相続税納税猶予制度の対象とすべきである。

また、超省力生産の実現や軽労化、高度環境制御による多収・高品質化などにつながるスマート農業の推進が大規模法人経営を対象に国において推進されているところである。一方、本県では都市農業特有の課題から経営面積拡大による大規模生産が困難であるため、スマート農業の推進にあたっては、大規模農家のみを対象とするのではなく、中小規模農家においても容易に導入できる技術開発を行うとともに、普及を図るために補助事業などの支援策を構築する必要がある。

さらに、都市における畜産業は、都市住民への新鮮な畜産物の供給だけでなく、食育や資源の循環等、多面的機能を持つ重要な産業であることから、TPPなど経済連携に際しては、都市における畜産業が持続的に発展できるよう、財源の確保を含めた具体的な経営安定対策を講じるべきである。

【本県での取組状況等】

1 都市農業に関する税制度の見直し

本県では、神奈川県都市農業推進条例を策定し、地産地消の推進、担い手や農地確保、農業体験事業等による農業理解促進など、様々な取組により都市農業の持続的な発展に努めているが、地価が高いことから農業経営における税負担が大きく、特に経営継承時の相続税は大きな障害となっている。

- (1) 農業用施設用地（地価の高い本県においては、土地を高度に活用するための施設利用型農業経営の推進が必要不可欠であり、畜産経営においては基本的経営基盤として畜舎等施設整備が必須）

[本県の園芸施設を利用する販売農家戸数及び飼養経営体数]：新たな相続税納税猶予制度の対象と見込まれる施設等

園芸施設を利用する販売農家戸数	飼養経営体数	合計
2,261戸	594戸	2,855戸(19.2%)

※()内は販売農家に占める割合。数値は2010農林業センサスから抜粋、算出。

※市街化調整区域内の農業用施設用地については、平成12年度の「相続税財産評価に対する基本通達」の一部改正で一定の対応はされているが、市街化調整区域であっても本県の場合は地価が高いので、相続税納税猶予制度の対象拡大が望まれる。

- (2) 市民農園開設時（市民農園は都市住民のニーズが高く、農家による開設が増えている。農業理解の促進や保健休養の場など多面的機能を有する都市農地として有効利用を図っていくことが必要）

[本県内市民農園の直近の応募状況] (H25.3) : 都市住民のニーズは高いが、市民農園の数は不足。

募集区画数	応募者数	不足区画数
2,793区画	4,035人	1,242区画

2 都市部におけるスマート農業の取組強化

I C T 等を利用し、省力・高品質生産を実現する新しい農業として期待されているスマート農業について、本県では、平成 27 年度に関係者による「スマート農業普及推進研究会」を立ち上げ、本県におけるスマート農業の将来像や、実現に向けた推進方策などの検討を開始する。

[本県が目指す姿]

- 分散した中小規模施設の効率的管理により農業所得の増加を実現

※現状) 1,000m² × 3棟/戸 → 将来) 1,000m² × 6棟/戸



[国が目指す姿]

- 超省力・大規模化による法人経営

※ 国のモデル事業では 3ha が下限

[国に期待する具体的な事例]

- 分散した中小規模施設による効率的経営で利用可能な技術開発
- 中小規模施設に対応したスマート農業経営モデルの提案
- 中小規模農家でも利用可能な I C T 技術の補助事業等による導入・普及の推進

3 T P P などの経済連携に伴う畜産業への経営安定対策の構築

本県では、畜産振興を図るため、官民一体となって流通・販売・消費面から積極的にアプローチし、「かながわ畜産ブランド推進協議会」の設立などにより、ブランド力強化、販路拡大等による畜産経営の収益力向上を目指しているが、経済連携の影響が懸念される。

[かながわ畜産ブランド推進協議会(畜産団体16団体、県)取組例]：県内産畜産物の認知度向上イベント、商談会や販売力向上等にかかる研修会の開催、物産展等への出展支援

[農業産出額]：県合計804億円中、畜産業は152億円 (18.9%) を占める (H25)。

[本県における畜産業の意義]

- 食料の安定供給：牛乳136万人分、豚肉57万人分、鶏卵106万人分を生産 (H24)
- 堆肥供給による資源循環
- 食育機能
- 自給飼料生産による農地保全機能

(神奈川県担当課：環境農政局農政課、農業振興課、農地保全課、畜産課)

V 健康・福祉

12 医療・介護における提供体制の推進

提出先 内閣官房、厚生労働省

【提案項目】

- 1 医療介護総合確保推進法に基づく事業の恒久的な措置
- 2 I C T を用いた医療情報及び健診データ等の利活用の促進
- 3 風しん対策の強化
- 4 WHO推奨ワクチンの定期接種化

【提案内容】

項目1 医療介護総合確保推進法に基づく事業の実施に当たっては、必要な施策が実施できるよう、恒久的な措置を講じること。

また、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能となるよう、都道府県の裁量範囲を拡大すること。

項目2 情報化には欠かせない I C T （情報通信技術）の活用促進を図るため、安定的な運用体制を維持できるよう診療報酬加算を行うこと。

また、医療分野の機微性の高い情報を扱うことに対する情報の利活用と保護に関する法整備を図ること。

さらに、医療情報及び健診データ等について、ビッグデータとして収集・分析・利活用の促進が図られることを見据え、個人情報の取扱いルールや、データ項目・コード等の標準化など、全国共通のルールを早期に策定すること。

項目3 平成26年4月から施行された「風しんに関する特定感染症予防指針」の目標達成に向け、国としても対策を一層強化するとともに、地方自治体が取り組む風しん対策に対し、財政措置を講じること。

項目4 予防接種は健康における安全保障であるため、WHOが推奨するワクチンのうち、未だ定期接種化されていないおたふくかぜ、B型肝炎及びロタについて、早急に定期接種化を図ること。

【提案理由】

団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）に向けて、「医療・介護サービスの提供体制改革」が急務の課題であり、都道府県においては、消費税増収分を財源として活用した地域医療介護総合確保基金を活用し、事業を実施している。本県においては、平成37年に向けて計画的に、在宅医療の推進、医療・福祉・介護人材の確保などに取り組んでいるところであるが、国は、今後高齢化が急速に進む地域が必要な取組を進められるように、人口比率、高齢者人口比率などの指標にも配慮して基金の配分を行っていく必要がある。また、市町村から都道府県に負担転嫁とならない仕組みにするなど、都道府県に財政的な負担がかかることのないよう、財源については恒久的に確保するよう努める必要がある。

また、病床の機能分化・連携など5項目を基金が活用できる項目として示すとともに、対象事業を細かく示しているが、これ以外でも、地域の実情に応じて、必要な事業に基金を活用し、都道府県の裁量で重点配分を行えるよう見直しが必要である。

本県では、「神奈川県医療のグランドデザイン」や「神奈川県保健医療計画」において、ICTを活用した医療・健康情報の共有化及び予防接種等の取組を位置付けている。

ICTを活用した医療・健康情報の共有化の取組を推進するため、安定的な運用体制を維持するための診療報酬加算が必要である。また、本県では、将来的に集積した情報を統計的に分析し、新たな施策に結びつけることを目指しているが、そのためには、医療分野の機微性の高い情報の利活用と保護に関する法整備が必要であるものの、現在国会審議中の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」には、医療分野における情報の利活用については具体的な記述がない。

県民の健康増進、医療費負担の抑制など、超高齢社会到来による健康課題解決に向け、医療情報や健診データ等、個人情報が含まれるデータをビッグデータとして円滑に活用できるよう、個人情報の取扱いルールや、データ項目・コード等の標準化など、匿名化後の個人情報の取扱いに関する共通ルールを早期に定める必要がある。

風しんについては、20代から40代の抗体未保有者が多く、今後も周期的に流行する可能性があるため、本県では、平成26年度から「風しん撲滅作戦」を展開し、取組を進めている。国においても、先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催の平成32年度までに風しんを排除することを目標に、「風しんに関する特定感染症予防指針」を施行した。この目標を達成するため、国として対策を一層強化するとともに、地方自治体が取り組む風しん対策に対しても、財政措置を講じることで、全国的な展開の拡大を図る必要がある。

平成26年10月から水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンが定期接種化されたが、VPD（ワクチンで防げる病気）の予防を更に促進するためには、WHOが推奨するワクチンのうち、未だに定期接種とされていないおたふくかぜ、B型肝炎及びロタについて、定期接種化を一層進める必要がある。

[県内医療機関における電子カルテ導入状況]

	病院	診療所	全体
	(33.14%)	(31.16%)	(31.26%)
施設数	341	6,665	7,006
導入施設数	113	2,077	2,190

〔※かながわ医療情報検索サービス
よりデータ抽出〕

[WHO推奨予防接種における日本の定期接種実施状況]

WHO推奨予防接種	日本における定期接種実施状況
BCG（結核）	○
ポリオ	○
DTP（D：ジフテリア・T：破傷風・P：百日咳）	○
麻しん	○
風しん	○
ムンブス（おたふくかぜ）	
B型肝炎	
Hib（インフルエンザ菌b型）	○
肺炎球菌（小児）	○
HPV（子宮頸がん予防）	○
ロタ	

（神奈川県担当課：保健福祉局医療課、高齢社会課、健康増進課、健康危機管理課）

13 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着

提出先 内閣府、厚生労働省

【提案項目】

- 1 医師確保対策の推進
- 2 看護職員確保対策の推進
- 3 福祉・介護職員確保対策の推進
- 4 介護サービスにおけるインセンティブの構築
- 5 救急救命士の知識や技能の活用

【提案内容】

項目1 医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、医師養成数の増加のため、医師臨床研修制度における募集定員の上限見直しなどを図るとともに、新たな専門医制度において診療科や地域における医師の偏在解消に誘導するなど、必要な医師を配置する仕組みを構築すること。

また、死因究明を推進するには、検案・解剖の扱い手が不足していることから、解剖医等の確保・育成を図ること。

項目2 看護職員の不足を解消し、実践力の高い人材を確保するため、早期に准看護師養成を停止すること。併せて、看護師養成カリキュラムを超高齢社会等のニーズに対応する養成課程の教育内容に見直すこと。

項目3 福祉・介護ニーズの高度化・多様化に対応できる人材の確保・育成を図るため、人材層ごとの機能、役割を明確化するとともに、それを裏付ける教育・養成体系を早期に整備すること。

また、介護現場において、医療・介護サービスを適切に提供できるよう、たんの吸引等医療的ケアが可能な介護職員の育成に向けた研修カリキュラムをニーズに合わせたものとすること。

項目4 介護保険制度において、質の高い介護サービス提供に対する適切な評価等を行うため、従事者の資質向上や定着確保に向けたインセンティブが働く仕組みを構築すること。

項目5 救急救命士の知識や技能を活用するため、救急用自動車等以外の場所で業務が行えるよう、職域の拡大について法整備を進めること。

【提案理由】

本県の人口10万人当たりの医師数は全国平均を下回る状況にあり、医師の絶対数が不足しているほか、医師や医療機関が地域により偏在しており、地域医療に支障が生じている。国は、医学部の定員増や医師臨床研修制度の更なる見直しや、日本専門医機構が専門医の認定等を行う新たな専門医制度において、診療科や地域における医師の偏在解消に誘導するなど、不足している特定の診療科の医師や地域における医師の増加に繋がる施策を講じる必要がある。

また、平成26年6月に「死因究明等推進計画」が閣議決定され、今後、死因究明を推進していくためには、検案・解剖の担い手となる解剖医等の確保・育成が必要である。本県においても、解剖医等が不足していることで、特定の解剖医等に依頼が集中している現状があり課題となっている。これは、本県のみならず、全国的な課題であり、国は、解剖医等を育成するための施策を強化するとともに、解剖医等のポストを拡充し、増員を図る必要がある。

本県では、医療の高度化、専門化等に対応するため、准看護師養成停止の方針を固めたが、国においても早期に准看護師養成停止の方針を示す必要がある。また、看護師養成カリキュラムは、平成21年第4次改正により統合分野の創設、各分野での教育内容の充実等が図られたものの、少子高齢化に対応する老年看護学等の充実が十分ではないことや、地域医療、在宅医療で看護師が担う役割にますます期待が高まっていること、小児・母性看護学における臨地実習先の確保が困難となっていることから、分野の統合等も含めた更なる見直しが必要である。

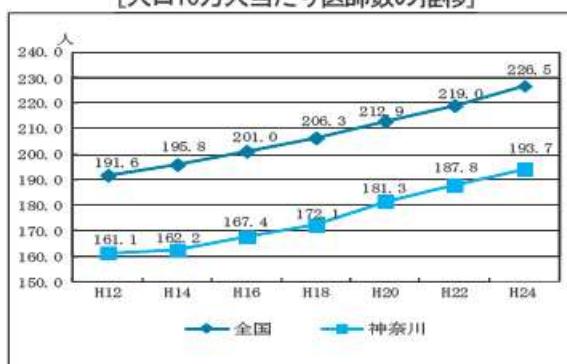
本県の介護人材の需給推計では、このまま更なる人材確保対策を講じなければ、平成37年までに約2.5万人の介護人材の不足が生じる見込みであり、福祉・介護人材の確保・定着は喫緊の課題となっている。福祉・介護サービスを着実に提供していくには、限られた人材を有効活用するために機能分化を図っていく必要があるが、「介護福祉士」「研修等を修了し一定の水準にある者」「基本的な知識・技能を有する者」といった福祉・介護を担う人材層の専門性が不明確で、役割が混在しており、各人材層に見合った教育・養成体系が構築されていない。このため、人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系を早急に整備する必要がある。

また、喀痰吸引等の医療的ケアが実施可能な介護職員は、ケアを必要とする対象者の数に比べ、充分に確保できていない現状がある。急速な高齢化の進展に伴い、対象者数の増加が今後も見込まれる中、医療・介護サービスを適切に提供できるよう、たんの吸引等医療的ケアが可能な介護職員の育成に向けた研修カリキュラムを、ニーズに合わせたものとする必要がある。

現在の介護保険制度では、要介護度に応じて報酬が設定されており、介護度が重いほど介護サービス事業者の報酬は高くなるが、要介護度が改善した場合、介護の質の評価は反映されず、報酬は減少するという現状があるため、質の高い介護サービスが適切に評価される仕組みを構築し、従事者の資質向上や定着確保に向けたインセンティブが働くようにする必要がある。

現在、救急救命士の業務を行う場所は、救急用自動車等に限られているが、約2万人について消防職員でないことから、その資格が活かせていない。本県では救急救命士を職員に採用し、全職員にAED講習を受講させるなど独自の取組を進めているが、更なる有資格者を活用し、病院前救護を推進するためには、大規模集客施設等で業務が行えるよう、職域の拡大について法整備を進める必要がある。

[人口10万人当たり医師数の推移]



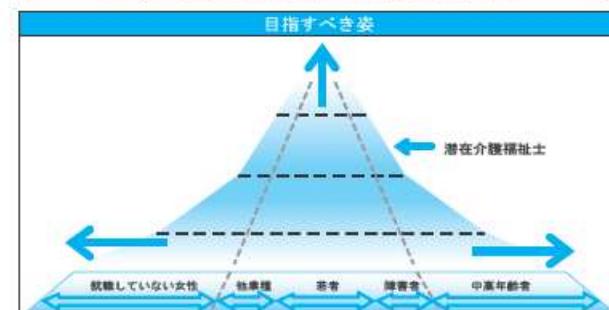
[病院勤務医の推移（平成12年度の値に関する割合）]



[需要推計と供給推計の比較]



[2025年に向けた介護人材の構造転換（イメージ）]



(神奈川県担当課：保健福祉局医療課、保健人材課、地域福祉課、高齢社会課、介護保険課)

14 「健康寿命日本一」の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 未病を治す健康長寿社会の実現及び医食農同源の推進
- 2 健康に関する各種データの提供
- 3 がん対策の充実強化
- 4 西洋医学と東洋医学の連携

【提案内容】

項目1 健康・長寿社会の実現に向けた取組を推進するため、国においても「未病を治す」という考え方を健康・医療政策に明確に位置付けるとともに、医・食・農の連携による取組を関係府省が連携して強力に推進し、先行して取り組んでいる地方自治体への支援を行うこと。

項目2 健康寿命や生活習慣等に関する各種データについて、都道府県別に加え、市町村別データについても情報提供すること。

項目3(1) 先進医療に位置付けられている重粒子線によるがん治療について、保険診療の対象とすること。
(2) 市町村が実施するがん検診について、受診率向上に向け、コール・リコール（未受診者に対する受診勧奨・再勧奨）の推進など、確実に受診できる方策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
(3) 職域におけるがん検診について、労働安全衛生法に位置付けるなど、受診促進に向けた仕組みや、受診状況を確実に把握できる仕組みを構築すること。
(4) 実効性のある受動喫煙防止措置を盛り込んだ法制度の整備と財政支援など、たばこ対策の充実強化を図ること。
(5) がん診療連携拠点病院等における診療体制や相談支援等の機能強化と、地域の医療機関との連携を促進するため、診療報酬の充実を図ること。
(6) 全国がん登録について、安定した運用や登録情報の活用に向け、県や医療機関の体制整備について支援するとともに、広く普及啓発を行うこと。

項目4 患者の治療の選択肢の多様化を図るため、西洋医学と東洋医学の連携などの研究を進めること。また、漢方診療に係る診療報酬の充実を図ること。

【提案理由】

平成26年7月に閣議決定された国の「健康・医療戦略」において、本県が掲げる「未病を治す」考え方が、地方公共団体の先駆的な取組の中で紹介されたが、「未病を治す」ことは、国が掲げる健康長寿社会の実現にも有用であることから、国の健康・医療政策に明確に位置付け、国民一人ひとりが、病気になる前に食生活の改善や運動の習慣化などに取り組める社会環境づくりを早急に進める必要がある。また、「医」「食」「農」を結びつけた施策を展開する中で、本県では、農林水産省による産業振興の視点からの研究事業への支援を受け、医食農連携研究を進めているが、こうした医食農連携事業及び食育推進事業に対し、平成28年度以降も引き続き支援を図るとともに、厚生労働省による健康づくりの視点を加え、府省間の連携をさらに進め、自治体の取組への支援の拡充を図る必要がある。

健康に関する情報について、県民に、より分かりやすく、具体的な発信を可能とともに、地方自治体が健康寿命延伸のための施策を講じる上で必要なデータについて、国からの詳細かつ定期的な情報提供が必要である。

がんは、県民の総死亡者数の約3分の1を占め、死亡原因の第1位であり、今後もライフスタイルの変化や高齢化の急速な進展により、罹患者や死亡者の増加が見込まれている。本県では、従来からがん対策を進めているが、より有効な対策を進めるには、国においても、がん対策を着実に推進していく必要がある。

本県では、県立がんセンターにおいて重粒子線治療を平成27年12月に開始するため、現在、運営の準備を進めている。重粒子線治療は副作用が少なく、生活の質を重視した治療であり、高い治療効果が期待できる。重粒子線によるがん治療は現在先進医療に位置付けられているが、患者の自己負担額が300万円を超え、高額であるため、患者負担軽減のために重粒子線治療に対する保険適用が必要である。

がん予防に係るたばこ対策や、がんの早期発見に係るがん検診の受診促進には、県の取組に加え、国による制度や仕組みの構築、財政面を含む支援が必要であり、がん患者が身近な地域で質の高いがん医療を受けられる体制の整備には、がん診療連携拠点病院等が機能強化や地域連携に意欲的に取り組めるよう、算定方法や施設基準の見直しを含め、診療報酬の更なる充実が必要である。さらに、法制化されたがん登録については、安定した運用と、登録情報をがん対策の充実に活用するため、県や医療機関が行う人材の確保や育成への支援のほか、広く国民や医療機関が仕組みや必要性について理解するための普及啓発が必要である。

日本の医療は西洋医学が中心であるが、東洋医学（漢方）については健康増進や未病から終末期ケアまで、幅広い領域で使用でき有用である。国において、「健康・医療戦略」の一環で研究が開始されたが、がん患者等が安全で有効な治療法の選択を行うことができるよう、研究を推進する必要がある。なお、本県においては、県立がんセンターで、平成26年4月から「漢方サポートセンター」を開設し、「漢方診療」「栄養サポート」「相談、紹介」

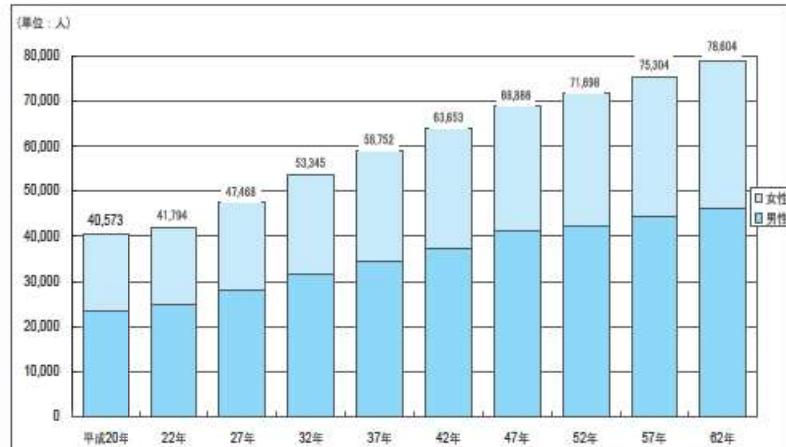
「東洋医学への理解の推進」を行っている。ところが、漢方診療は、患者一人について診療時間が長くかかり、また200床以上の病院では一般的な外来診療に対して高い診療報酬が算定できない制度となっているため、漢方診療に係る診療報酬の充実が必要である。

〔※）未病：心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程をあらわす概念〕

【健康寿命の現状(平成22年)】

	男性	女性
神奈川県	70.90年(全国12位)	74.36年(全国13位)
全国第1位	71.74年(愛知県)	75.32年(静岡県)
全国	70.42年	73.62年

【神奈川県のがんの罹患者数の将来推計】



(神奈川県担当課：保健福祉局健康増進課、県立病院課、がん対策課、医療課)

15 障害福祉制度等の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 障害福祉サービス及び介護サービスの費用負担の見直し
- 2 障害福祉施策に係る超過負担の解消
- 3 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設

【提案内容】

項目1 障害福祉サービス及び介護サービスについて、権限が政令指定都市及び中核市へ移譲されたことを踏まえ、国は、現行生じている事務と費用負担の不均衡について、負担割合の見直しを行うなど所要の措置を講じること。

なお、見直しに当たっては、国において必要な財源措置を講じること。

項目2 障害福祉施策における地域生活支援事業について、事業量に見合った予算措置がなされていないことから、市町村の超過負担が恒常化しているため、国において必要な財源措置や制度の見直しを行うこと。

項目3 子育て世帯や重度障害者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児・ひとり親及び身体・知的・精神の重度障害者への医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の削減措置を直ちに廃止すること。

【提案理由】

障害福祉サービス及び介護サービスに係る事業者の指定業務等は、平成24年度に県から政令指定都市及び中核市に権限移譲されているにもかかわらず、費用負担に係る制度変更はされていないことから、権限と財源の不均衡が生じており、負担の公平性の観点からも妥当性に欠けているため、見直す必要がある。

障害福祉制度に係る地域生活支援事業の財源となる国庫補助金の交付額は、障害者総合支援法では事業費の2分の1以内を補助するとされているが、大幅に低い補助率実態となっているため、地方自治体の障害福祉施策の推進に影響を与えることのないよう、超過負担を解消する必要がある。特に、必須事業の増加や定率補助が行われていた個別補助金事業が地域生活支援事業へ統合されているにもかかわらず、事業の増加に見合った予算措置がされていないことから、財源措置や日常生活用具給付等の個人向け給付事業を負担金事業とする制度の見直しが必要である。

子育て世帯や障害者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度については、国の社会保障政策の中で位置付けられるべきものであり、統一した制度の下、国、都道府県、市町村が一体となって取り組む必要がある。

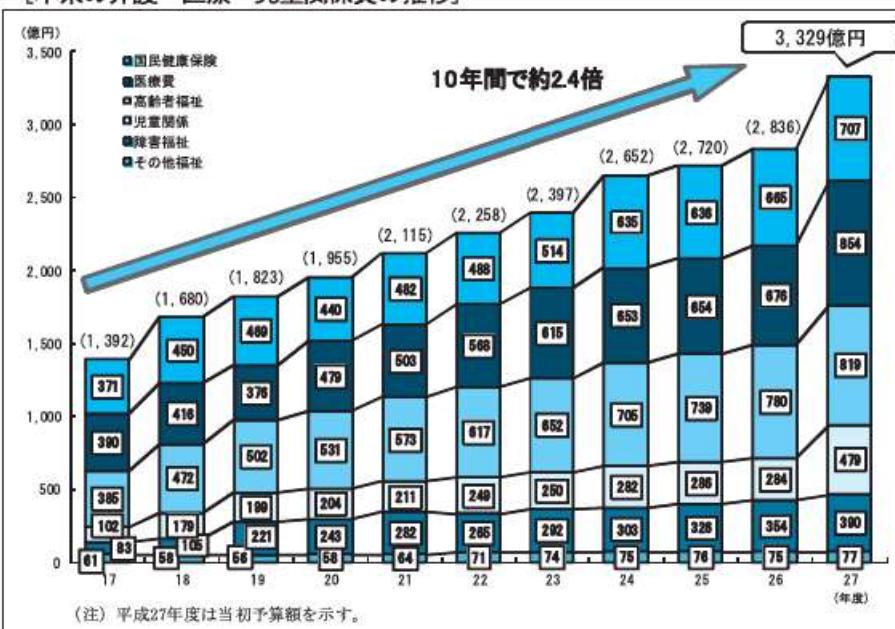
また、地方がこうした医療費助成を行った場合の国保国庫負担金の削減は、医療費助成制度の趣旨に照らし、直ちに廃止すべきである。

[本県の市町村地域生活支援事業超過負担の状況の推移]

(単位：千円)

区分	H23 決算額	H24 決算額	H25 決算額
市町村地域生活支援事業実績 a	9,113,034	9,632,267	10,392,609
国庫補助想定額 (a×1/2) b	4,556,517	4,816,133	5,196,304
実際の国庫補助額 (補助率) c	3,317,308 (36.4%)	3,292,758 (34.2%)	3,497,693 (33.4%)
市町村負担想定額 (a×1/4) d	2,278,258	2,408,067	2,598,152
実際の市町村負担額 e	4,137,078 (45.4%)	4,693,064 (48.7%)	5,191,070 (50.0%)
市町村の負担超過額 (e-d)	1,858,820	2,284,997	2,592,918

[本県の介護・医療・児童関係費の推移]



(神奈川県担当課：保健福祉局高齢社会課、障害福祉課、障害サービス課、医療保険課、
県民局子ども家庭課)

16 高齢福祉制度の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 中長期的な視点に立った介護保険制度の見直し
- 2 特別養護老人ホームへの入所に係る低所得者対策の強化
- 3 介護ロボットの介護保険適用
- 4 総合的な認知症対策の充実強化

【提案内容】

項目1 介護保険の負担と給付の公平のあり方について、保険料は、負担の公平性に配慮し、負担能力をより反映させた制度とする一方、低所得者に対しては、中長期的な視点を踏まえつつ、軽減措置の拡充を図ること。

また、社会福祉法人による利用者負担軽減制度について、軽減対象者に一律に適用されるなど必要な見直しを行うこと。

項目2 特別養護老人ホームの居室については、入所者の尊厳の観点からプライバシーの保護が確保され、できる限り在宅に近い環境であることが望ましいとする一方、ユニット型個室は居住費負担が大きいことから、低所得者でもユニット型個室に入所できるよう、国において必要な対策を講じること。

項目3 介護サービスの質の向上や介護事業者の負担軽減を図るため、介護ロボットの利活用を介護保険の適用対象とすること。

項目4 認知症の人やその家族など様々な関係者からの意見を踏まえ策定された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の実効性が確保されるよう、必要な情報提供や財政措置を講じること。

【提案理由】

介護保険制度は、急速な高齢化に伴い、保険料及び地方負担が増加傾向にある。保険料の所得段階別の定額制や社会福祉法人に委ねられた利用者負担額軽減制度などについて、負担の公平性や低所得者対策の観点から見直しが必要である。また、平成27年度介護保険制度改革の内容について、適切かつ円滑な事業実施等が確保されるよう、業務の実態を踏まえるとともに、必要な財源措置を図る必要がある。

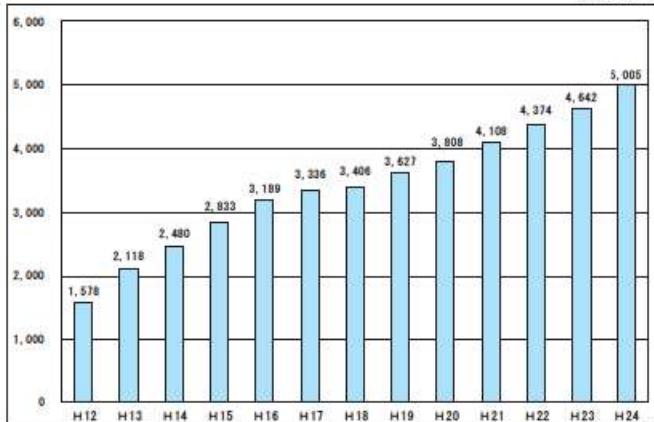
国は、特別養護老人ホームの居室について、プライバシーが確保され、できる限り在宅に近い居住環境の下で生活することで、一人一人の個性や生活のリズムに合わせたケアを提供することができる個室ユニット化を推進しており、本県においても、特別養護老人ホームの整備に当たっては、ユニット型個室を原則としている。しかし、4人部屋等の従来型の多床室と比べ利用者負担が大きく、補足給付等の現在の制度では不充分であり低所得者には利用しにくいことが大きな課題となっている。特別養護老人ホームの居室については、入所者の尊厳の観点からも個室ユニット化が望ましいと考えられることから、低所得者でもユニット型個室に入所できるよう対策を強化する必要がある。

さらに、介護現場における介護ロボットについて、介護サービスの質の向上や介護従事者の負担軽減につながるものとして期待されるものの、費用面の課題が導入の妨げとなっていることから、これら機器の利活用について介護保険の対象とする必要がある。

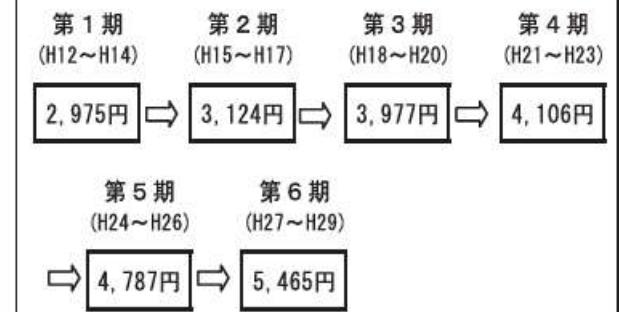
国では、平成27年1月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定したが、平成30年度からすべての市町村で実施することとされた「認知症初期集中支援推進事業」や新たな研修事業など、実施に向けて相当の準備を要する事業が多く位置付けられており、国において、研修実施等の人材育成などに関する必要な情報提供など、地方自治体への積極的な支援が必要である。また、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」という同プランの基本的な考え方を実現し、認知症疾患医療センターの設置などの実効性を確保するためには、国において介護保険事業費補助金など財源措置が確実に行われる必要がある。

【本県の介護サービス費用額の推移】

(単位:億円)



【本県の第1号被保険者の介護保険料の推移(加重平均)】



(神奈川県担当課：保健福祉局高齢社会課、高齢施設課、介護保険課)

17 持続可能な国民健康保険制度の構築

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 財政基盤の確立
- 2 市町村のインセンティブが発揮できる仕組みの構築

【提案内容】

項目1 加入者の負担能力に応じた保険料等の負担水準となるよう財政支援方策を確実に講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を国の責任において確立すること。

項目2 国保運営方針の作成や国保事業費納付金の算定など、都道府県の市町村の国保運営に対する関与に当たっては、市町村が収納率向上や医療費適正化等にインセンティブを発揮し、制度の安定的な運営と住民の利便性に資する仕組みとして構築すること。

【提案理由】

国保制度の見直しについては「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において「議論のとりまとめ」が行われた。

その中で、毎年度3,400億円規模の公費による財政支援の拡充が行われることとなったが、その規模は加入者の保険料負担等を軽減するため市町村がやむなく行っている法定外繰入3,500億円に匹敵するものであり、低中所得者の保険料負担軽減につながる保険者支援制度の拡充の実施を含め、持続可能な制度構築に向け、一定の前進があったととらえている。

しかし、法定外繰入れを行っても加入者の保険料や一部負担金の負担水準は他の公的医療保険制度に比べ高く、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれるなか、減免制度の拡充などを含め、加入者負担軽減のための財政負担が膨らむ可能性がある。

「議論のとりまとめ」では「医療保険制度間の公平に留意しつつ、国保制度の安定的な運営が持続するよう（中略）所要の措置を構じることとする。」とされたが、今回実施される公費による財政支援の拡充の実施状況を検証・検討し、引き続き必要な財政措置を確実に実施することが将来にわたる持続可能な制度としていくためには必要である。

その際、地方単独医療費助成に伴う定率負担金の減額措置の廃止や子どもに係る均等割保険料軽減制度導入など、地方から提案をしている内容の具体化が必要である。

また、都道府県と市町村の役割分担では、市町村が引き続き資格管理や保険料賦課徴収、保険給付、保健事業を担い、都道府県が国保運営方針を定め、医療費水準と所得水準を踏まえ市町村の国保事業費納付金等を決定するとされたところである。

こうした役割分担は、普通調整交付金について所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直すとしたこととあわせ、安定的な制度運営に資する医療費適正化や収納率向上対策にインセンティブを与えるものであるが、都道府県の関与については、加入者に身近な存在である市町村が生活実態や利便性等を踏まえ主体的に事業運営が行えるようにすることが必要である。

【国保の将来的な財政負担について】

本県の国保加入者の保険料負担は、中間所得者層を始めとして、被用者保険と比較しても、大変重くなっている。今後、本県は全国を上回るスピードで高齢化が進行していくことから、加入者の負担が過度なものとならないよう、医療保険制度間における公平に留意しつつ、国の財政負担のあり方について不断に検討し、必要な財政上の措置を講じる必要がある。

[本県における国保加入者の負担の状況 ー所得に対する保険料の負担割合ー]

1,000万円未満収入のいずれの世帯・所得階層とも被用者保険(協会けんぽ)を上回り、特に収入200万円から400万円の世帯の負担が高くなっている。

収入 (万円)	所得 (万円)	横浜市国民健康保険				協会健保
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	
100	35.0	13.27%	13.27%	19.61%	25.96%	13.23%
200	122.0	11.17%	14.81%	16.27%	19.18%	8.25%
300	192.0	10.87%	13.18%	15.49%	17.80%	7.90%
400	266.0	10.72%	12.39%	14.05%	15.72%	7.80%
500	346.0	10.63%	11.91%	13.19%	14.48%	7.38%
600	426.0	10.57%	11.61%	12.66%	13.61%	7.12%
700	510.0	10.53%	11.33%	11.99%	12.65%	6.89%
800	600.0	10.23%	10.79%	10.83%	10.83%	6.65%
900	690.0	9.42%	9.42%	9.42%	9.42%	6.48%
1000	780.0	8.33%	8.33%	8.33%	8.33%	6.35%



協会けんぽの保険料負担率の2倍を超える世帯



協会けんぽの保険料負担率の1.5倍を超える世帯

※以下のデータをもとに県が作成

- ・協会けんぽは、平成25年10月から適用の保険料率(介護分を除く)、標準報酬月額は年間16月(ボーナスが4月分支給)として算定。
- ・横浜市は、平成25年度の保険料率による算定(介護分を除く。軽減適用後)。

[国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)]

(平成27年2月 国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議)

4 今後、更に検討を進めるべき事項(抜粋)

また、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、国保制度を所管する厚生労働省は、持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有している。国民皆保険を支える国保の安定化を図ることはきわめて重要な課題であり、その在り方については、不断の検証を行うことが重要である。そして、その際には、地方からは子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しといった提案も行われていることも踏まえ、そうした地方からの提案についても、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくこととする。

今回の改革後においても、医療費の伸びの要因や適正化に向けた取組の状況、都道府県と市町村との新たな役割分担の下での運営の状況を検証しつつ、更なる取組を一層推進するとともに、医療保険制度間の公平に留意しつつ、国保制度の安定的な運営が持続するよう、都道府県と市町村との役割分担の在り方も含め、国保制度全般について必要な検討を進め、当該検討結果に基づき、所要の措置を講じることとする。

(神奈川県担当課：保健福祉局医療保険課)

VI 教育・子育て

18 子ども・子育て応援社会の推進

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

- 1 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
- 2 子どもの貧困対策の推進

【提案内容】

- 項目1**(1) 子ども・子育て支援新制度において、子育て支援の充実のために必要とされる1兆円ベースの財源のうち、財源措置の方針が示されていない0.3兆円ベースの財源についても早急に確保し、本来、新制度がめざすべき質の向上を図ること。
- (2) 子育て当事者、事業者等への広報・周知について、引き続き、国が責任を持って実施するとともに、地方自治体が実施する広報・周知に対して補助を行うなど、十分な財政支援を行うこと。
- (3) 質の高い教育・保育の提供のためには、幼稚園教諭や保育士をはじめ、様々な子育て支援人材の確保・育成が必要となることから、地方自治体が研修を実施するための財政措置を講じるとともに、子育て支援員・放課後児童支援員など新設の人材については、専門性向上のための詳細な研修体系を整備すること。
- 項目2** 子どもの貧困対策、特に生活困窮が強く懸念されるひとり親世帯への支援について、国を挙げた総合的な対策を強力に推進すること。

【提案理由】

新制度については、国の平成27年度当初予算では、必要とされる財源1兆円のうち0.7兆円ベースは確保されたものの、消費税増税分以外の0.3兆円ベースの財源措置の方針が示されていない。

また、新制度施行後も、利用者や事業者等の新制度の理解は十分とはいえないため、引き続き、国が責任をもって、広報・周知に取り組むとともに、市町村を中心として地方自治体が実施する広報・周知に対する国の財政措置が必要である。

さらに、子育て支援人材については、保育士のほか、子育て支援員・放課後児童支援員が新設され多様化しており、これらの人材の研修実施に係る十分な財政措置が必要である。また、子育て支援員・放課後児童支援員も、全国統一の質の確保が求められることから、詳細な研修体系に基づく研修資料を国が作成し早急に示す必要がある。

子どもの貧困率は増加傾向にあり、本県では、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」を受けて、平成27年3月、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定したところだが、ひとり親世帯（特に母子世帯）の生活困窮は看過できない状況にあり、母子世帯の生活の安定に向け、国を挙げた取組みの充実が急務である。

また、各種対策を検討するにあたり、子どもの貧困を測る都道府県別データが十分整備されていないため、国による統一的な調査の実施が必要である。

[本県の保育所入所待機児童数と保育所定員の推移]



※数値は各年度4月1日時点のもの。

[本県の生活保護を受けている母子世帯数の推移]



※「神奈川県の生活保護」より作成。数値は各年度の平均。

(神奈川県担当課：県民局次世代育成課、子ども家庭課)

VII 県民生活

19 拉致問題の早期解決

提出先 内閣官房、外務省

【提案項目】

1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現

【提案内容】

- 項目1**(1) 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の徹底的な全容解明と特定失踪者を含む安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。
- (2) 「対話と圧力」という姿勢で日朝政府間協議に臨むとともに、あらゆる方策を尽くし、拉致問題の全面解決を粘り強く迫ること。
- (3) 北朝鮮に不測の事態が発生した場合に備え、拉致被害者の安全を確保するため、関係諸国や国際機関等と連携し、適切に対応できるよう準備を進めること。
- (4) 拉致問題を風化させないための取組をより一層強化すること。
- (5) 拉致被害者等の帰国に備え、医療・保健や生活相談など円滑に対応できるよう仕組みや支援策の整備を進めること。

【提案理由】

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国してから、10年以上が過ぎている。拉致被害者の帰国を待つご家族の高齢化も進み、残された時間は少なく、早期帰国の実現が必要である。

平成26年3月には、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会が、拉致問題を含めた人権侵害に関する最終報告書を国連人権理事会に提出し、人権侵害を非難する決議がされた。また、7月には北朝鮮において、日本人拉致被害者等の安否を調査する特別調査委員会が設置されたが、いまだに初回の報告が実施されていない状況である。拉致問題は、日本と北朝鮮との関係にとどまらない国際的な人権侵害問題であることから、関係諸国や国際機関等と連携して取組を進める必要がある。

さらに、安否不明者の生存確認など、北朝鮮による拉致の疑いが排除できないいわゆる特定失踪者にまで拉致問題の取組の枠を広げる必要がある。

この間、外交交渉や制裁措置の実施にもかかわらず、拉致問題はいまだに解決していない。政府は、「対話と圧力」を基本姿勢として、拉致問題の全面解決に向けて、あらゆる方策を講じる必要がある。

【本県での取組状況等】

本県では、北朝鮮による拉致問題についての理解が深まり、県民世論が喚起され、この問題の解決に国がより強く北朝鮮との交渉に臨めるよう、啓発に取り組んでいる。

具体的には、国や市町村と連携し、県内各地での映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の上映会の実施や、特定失踪者を含めた拉致問題の講演会を開催している。12月の「人権週間」や「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、県のたよりやホームページなどを活用した広報、パネル展示やポスター掲示なども実施している。

平成26年度 拉致問題に関する本県の主な取組

1 拉致問題啓発演劇公演「めぐみへの誓い」

- (1) 年月日：平成26年4月29日
- (2) 場 所：青少年センター ホール
- (3) 内 容：拉致問題に関する演劇の上演
- (4) 参 加：1,300人

2 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」等

- (1) 年月日：平成26年10月15日～平成26年12月7日の間 計3回
- (2) 場 所：県内各地
- (3) 内 容：映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」等の上映、拉致問題に関する講演等
- (4) 参 加：1,270人

3 「すべての拉致被害者救出を！」神奈川県民のつどいの開催

- (1) 年月日：平成26年11月29日
- (2) 場 所：ラジアントホール
- (3) 内 容：北朝鮮の現状と拉致問題の動向に関する講演、
パネル討論（特定失踪者家族、拉致問題関係団体、
知事等）
横田ご夫妻オリジナルビデオメッセージの上映
- (4) 参 加：100人



4 神奈川ゆかりの特定失踪者パネル展示

- (1) 年月日：平成26年4月～平成27年2月
- (2) 場 所：約50か所（県民利用施設や県内市役所ロビーなど）
- (3) 内 容：神奈川ゆかりの特定失踪者パネルを県内各地で展示



5 その他

- (1) 県ホームページにおける「拉致問題を風化させない取組み」の紹介、
特定失踪者御家族から寄せられたメッセージ等の掲載
- (2) 県広報紙「県のたより」等において広報を実施
- (3) 政府作成の拉致問題に関するポスターの掲示
- (4) ブルーリボン運動への協力

（神奈川県担当課：県民局国際課）

Ⅷ 県土・まちづくり

20 広域交通ネットワークの整備促進

提出先 総務省、国土交通省

【提案項目】

- 1 東京五輪とその先を見据えた幹線道路網の整備と活用
- 2 橋梁・トンネル等道路施設の老朽化・防災対策
- 3 鉄道網の整備促進

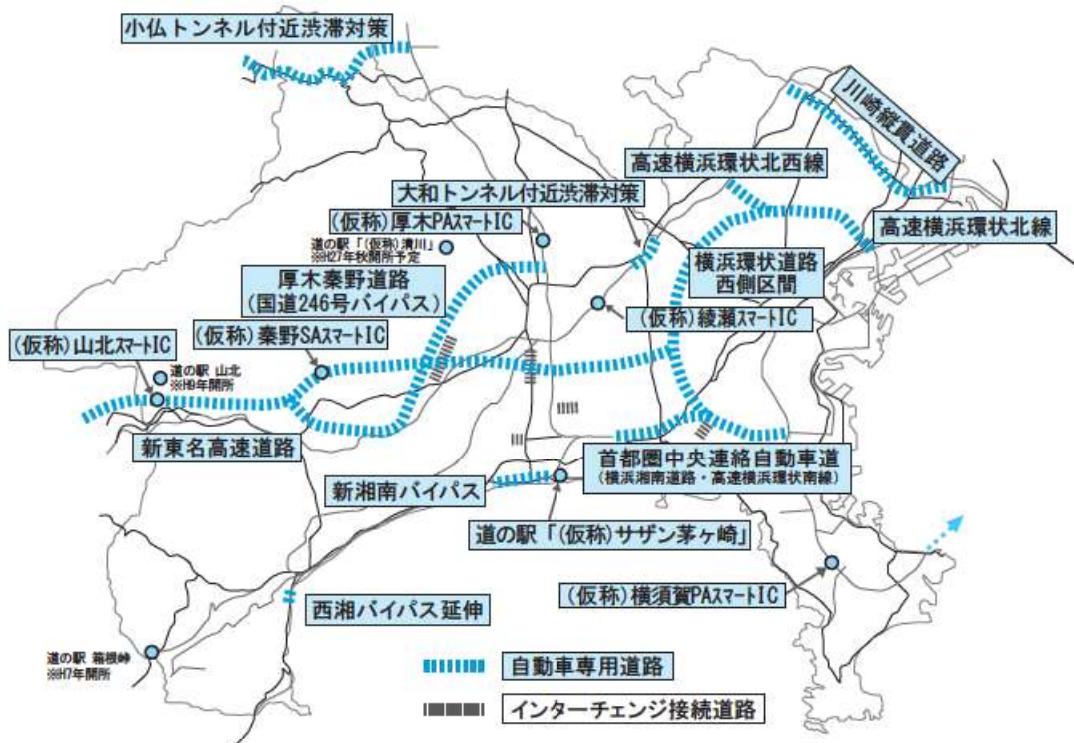
【提案内容】

- 項目1**(1) 東京オリンピック・パラリンピックの開催を受け、「横浜湘南道路・高速横浜環状南線（圏央道）」、「新東名高速道路」、「厚木秦野道路」及び「高速横浜環状北線・北西線」の早期整備を図ること。また、新東名高速道路の海老名以東の計画の具体化を図ること。
- (2) 高速道路ネットワークを最大限活用するため、東名高速道路等の渋滞対策やスマートＩＣの整備、また、地方創生を支える道の駅や幹線道路の整備に必要な予算措置を講じること。
- (3) 圏央道や横浜横須賀道路の割高感を解消し、分かりやすい料金体系を早期に実現すること。また、ビッグデータを活用し、混雑状況に応じた料金の導入など、利用者へのサービス向上に努めること。
- 項目2** 高度成長期に集中的に整備された道路施設の高齢化に対応するとともに巨大地震等の大規模災害に備えるなど、国土の強靭化に向けた取組を推進するため、道路施設の老朽化対策、防災・減災施策に必要な予算措置を講じること。
- 項目3**(1) リニア中央新幹線については、整備を促進するとともに、神奈川県駅（橋本）周辺のまちづくりについても、重点的かつ積極的に地方自治体へ財政支援を講じること。
- (2) 寒川町倉見地区の東海道新幹線新駅や藤沢市村岡地区の東海道線新駅等の実現を図るため、駅舎整備への地元自治体の負担を軽減する制度整備や確実な予算措置を講じること。
- (3) 相鉄いずみ野線の延伸、相模線の複線化、東海道貨物支線の貨客併用化、小田急多摩線の延伸などについて、東京圏における今後の都市鉄道に関する基本計画（次期答申）に位置づけること。
- また、既存路線の延伸などによる鉄道ネットワークの形成が着実に図られるよう国による助成制度の拡充を図ることや、新たな支援方策を構築すること。

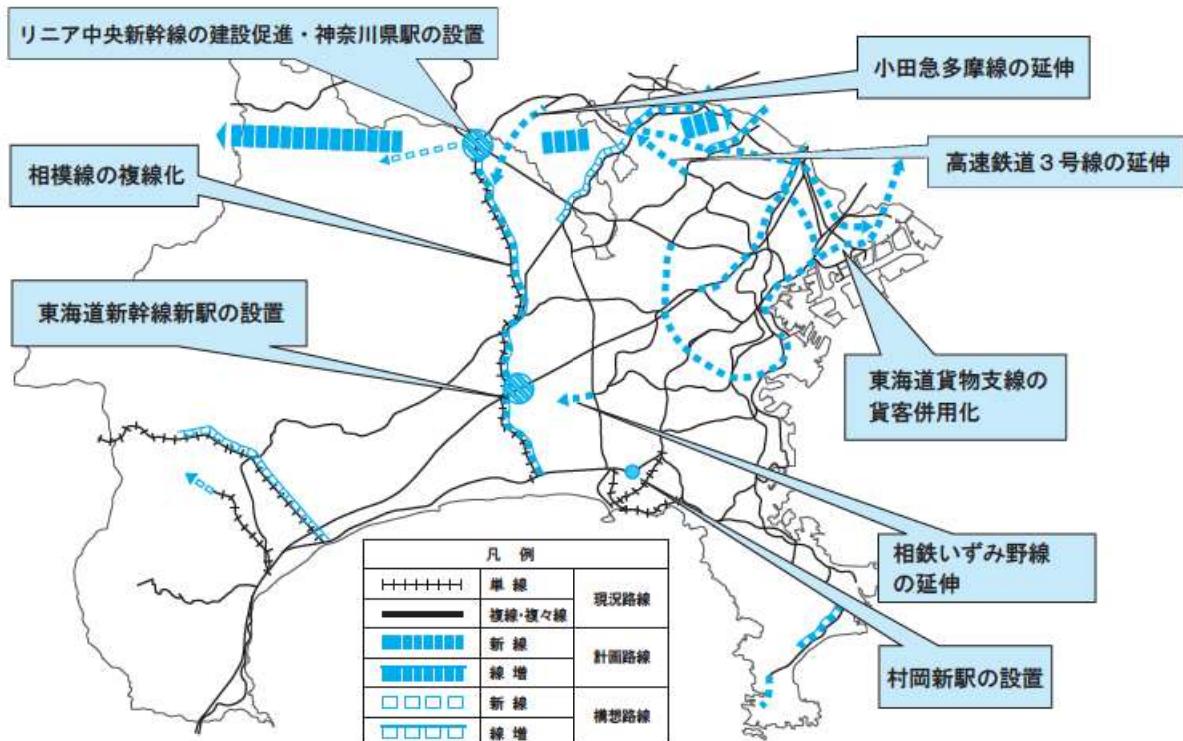
【提案理由】

首都圏機能の一翼を担う本県においては、首都圏の各都市や県内地域間の連携を強化し、あらゆる社会経済活動を支える利便性の高い交通ネットワークを形成することが不可欠である。

《道路網構想図》



《鉄道網構想図》



(神奈川県担当課：県土整備局環境共生都市課、交通企画課、道路企画課、道路管理課)

参考

「平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案」事項 府省別一覧

内閣官房

- 9 成長戦略の実現に向けた特区制度等の充実
- 10 経済・雇用対策の推進
- 12 医療・介護における提供体制の推進
- 19 拉致問題の早期解決

内閣府

- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革
- 7 大規模災害対策の推進
- 8 基地対策の推進
- 9 成長戦略の実現に向けた特区制度等の充実
- 13 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着
- 18 子ども・子育て応援社会の推進

総務省

- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革
- 20 広域交通ネットワークの整備促進

消防庁

- 7 大規模災害対策の推進

外務省

- 8 基地対策の推進
- 19 拉致問題の早期解決

財務省

- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革
- 11 都市農業の推進

文部科学省

- 7 大規模災害対策の推進
- 18 子ども・子育て応援社会の推進

厚生労働省

- 7 大規模災害対策の推進
- 10 経済・雇用対策の推進
- 12 医療・介護における提供体制の推進
- 13 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着
- 14 「健康寿命日本一」の推進
- 15 障害福祉制度等の見直し
- 16 高齢福祉制度の見直し
- 17 持続可能な国民健康保険制度の構築
- 18 子ども・子育て応援社会の推進

農林水産省

11 都市農業の推進

経済産業省

- 4 分散型エネルギー・システムの構築
- 5 地球温暖化対策の推進
- 7 大規模災害対策の推進
- 10 経済・雇用対策の推進

資源エネルギー庁

- 4 分散型エネルギー・システムの構築
- 5 地球温暖化対策の推進
- 7 大規模災害対策の推進

中小企業庁

- 7 大規模災害対策の推進
- 10 経済・雇用対策の推進

国土交通省

- 6 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進
- 7 大規模災害対策の推進
- 20 広域交通ネットワークの整備促進

気象庁

- 7 大規模災害対策の推進

環境省

- 5 地球温暖化対策の推進
- 6 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

原子力規制庁

- 7 大規模災害対策の推進

防衛省

- 8 基地対策の推進

各府省

- 1 地方分権改革の着実な推進



神奈川県

政策局自治振興部広域連携課（内線 3152～3155）
横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045) 210-1111 (代表)